

平成25年第4回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び延会 平成25年12月11日 午前10時00分 開会
午後 3時18分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番 吉 武 昭 博	2番 内 野 悦 子
3番 川 村 優 子	4番 西 川 朗
5番 増 田 順 弘	6番 岡 本 吉 司
7番 朝 岡 佐一郎	8番 西 井 覚
9番 藤井本 浩	10番 吉 村 優 子
11番 阿 古 和 彦	12番 赤 井 佐太郎
13番 下 村 正 樹	14番 西 川 弥三郎
15番 白 石 栄 一	

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親	総 務 部 長	山 本 眞 義
総 務 部 理 事	菊 江 博 友	企 画 部 長	吉 村 孝 博
市民生活部長	生 野 吉 秀	都 市 整 備 部 長	矢 間 孝 司
都市整備部理事	中 裕 晃	産 業 観 光 部 長	河 合 良 則
保健福祉部長	山 岡 加代子	教 育 部 長	田 中 茂 博
上下水道部長	吉 川 正 隆	消 防 長	岩 井 利 光
会 計 管 理 者	邨 田 康 司		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	寺 田 馨	書 記	西 川 雅 大
書 記	山 岡 晋		

6. 会議録署名議員 4番 西 川 朗 10番 吉 村 優 子

7. 議事日程

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

質問 順番	議席 番号	氏 名	質疑方法	質 問 事 項	質問の相手
1	2	内野 悦子	一問一答	公共バスの運行について	市 長 担当部長
				ガン検診事業について	市 長 担当部長
2	1 0	吉村 優子	一問一答	分館等施設整備事業補助金交付要領について	市 長 担当部長
				サテライト事業について	市 長 担当部長
3	3	川村 優子	一問一答	葛城市における食育推進計画について	市 長 教育長 担当部長
4	1	吉武 昭博	一問一答	新道の駅について	市 長 担当部長
5	1 1	阿古 和彦	一問一答	地球環境にやさしい葛城市を目指して (パート 1 1)	市 長 担当部長
6	9	藤井本 浩	一問一答	地域公共交通協議会の設置について	市 長 担当部長
				小中学校の教室環境の改善・整備について	市 長 教育長 担当部長
				8月8日の「奈良で震度7」の誤報が 実際に発生していれば、葛城市は？	市 長 担当部長
7	1 5	白石 栄一	一問一答	新道の駅建設事業について	市 長 担当部長
				「新市建設計画」事業及び「新市財政 計画」について	市 長 担当部長

開 会 午前10時00分

西川議長 皆さん、おはようございます。ただいまより、定例会2日目を開会いたします。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより平成25年第4回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

申し上げます。去る12月2日の通告期限までに通告されたのは7名であります。質問者は、お手元に配付の通告一覧表に記載のとおりであります。なお、一般質問の方法は、7名の議員全員が一問一答方式を選択されております。質問回数につきましては制限はございません。また、制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて60分といたします。

それでは、ただいまより一般質問を行います。

最初に、2番、内野悦子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

2番、内野悦子君。

内野議員 皆様、おはようございます。公明党の内野悦子でございます。ただいま、議長の許可をいただきましたので、私の一般質問を行わせていただきます。

私の一般質問は、公共バスの運行について、もう1題はがん検診事業について、質問をさせていただきます。なお、各項目につきましては質問席より行います。

西川議長 内野君。

内野議員 私は、10月選挙の折、市民の方よりさまざまなお声を聞いた中から、公共バスについてさまざまな地域より課題をお聞きいたしました。まず最初に、公共バスの運行の現状を教えてください。

西川議長 企画部長。

吉村企画部長 企画部長の吉村でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいまのご質問の、公共バスの運行の現状でございます。

まず、公共バスの経緯の方からご説明申し上げます。本市の公共バスは、旧新庄町、當麻町の合併協議の中から、合併後に庁舎などの公共施設への距離が長くなり、出向いていくことが不便になるとの意見が多く、新市建設計画の中にもバスの運行が明記され、また平成17年10月にゆうあいステーションから歴史博物館までを、山麓線を中心に市内公共施設7カ所の施設間連絡バスとして葛城号の運行を開始いたしました。その後、旧新庄町地域の市民の皆様から、旧當麻町地域ではゆうあいステーションの送迎バスが運行されているのに、旧新庄町地域では葛城号しか運行されていなく、葛城号の停留所が遠くて利用できないとのご意見を多数いただきましたことから、平成19年4月からは旧新庄町地域内を運行し、新庄庁舎前で葛城号との乗り継ぎを考慮したミニバスの運行を開始いたしました。あわせて、葛城号の停留所を13カ所に増設いたしました。また同時に、ゆうあいステーションの送迎用として運行されていた、ゆうあいバスにも、運行主体である社会福祉協議会の協力を得て、全ての

停留所で乗りおりできる路線バス方式に変更し運行していただいているところでございます。

葛城号、ミニバスともに、運行ルートの設定については長時間の移動にならないよう、乗車時間はおおむね30分程度と設定し、ミニバスの停留所の設定に当たっては、おおむね各大字1カ所と設定いたしました。

ご質問の公共バスの現状でございますが、葛城号はゆうあいステーションと歴史博物館を1日4往復での運行と、ミニバスは新庄庁舎といきいきセンターを発着点といたしまして4ルートを一方通行で1日3便の運行を行っています。葛城号の利用実績は、運行以来毎年1万2,000人程度で推移していましたが、昨年は1万3,331人、本年度の見込みは1万4,500人程度で、増加傾向にあります。

また、ミニバスにおきましても、これまで毎年5,500人から6,000人程度の人数で推移していましたが、昨年度は7,692人、本年度の見込みは7,900人程度であり、こちらも増加傾向でございます。

現状につきましては以上でございます。

西川議長 内野君。

内野議員 ただいまのご答弁、ありがとうございます。ご答弁の中では、公共バスの現状について説明いただきました。

年々利用者がふえ、同時にさまざまな要望もあると思いますが、公共バスの停留所の増設についてはどのようにお考えなのかをお尋ねしたいと思います。

西川議長 企画部長。

吉村企画部長 ご質問の現在の停留所の数でございますが、葛城号で13カ所、ミニバスで30カ所ございますが、これまでに葛城号、ミニバスあわせまして、運行ルート上や運行ルートから離れた場所への停留所の増設の要望が15カ所寄せられております。全てではございませんが、葛城号、ミニバスの乗り継ぎダイヤを組んでいることや、それぞれの保有車両が各1台で予備車がなく、特にミニバスにつきましては、1日目いっぱいの運行ダイヤを組んでいるところでございますので、これら全ての要望に同時に対応することが不可能なことから、運行ダイヤの変更は見送ってきたのが現状でございます。今後の抜本的な改正を検討する上で、貴重なご意見として伺っているところでございます。

以上でございます。

西川議長 内野君。

内野議員 ご答弁ありがとうございます。

確かに、私もこの選挙を通じて、2カ所の地域から停留所増設の要望を聞いています。その中には、新庄の地域からゆうあいステーションに行くルートについても、現状の停留所ではかなり遠いなどさまざまな課題も聞いております。私の調べた限りでは、例えば弁之庄公民館前のバス停からミニバスに乗り、新庄庁舎で葛城号に乗り継ぎ、ゆうあいステーションに行くことはできますが、1日1便となり、さらに帰りのルートでは、乗り継ぎ場所でのかなりの時間待ちがあると思われませんが、ご説明願えますか。

西川議長 企画部長。

吉村企画部長 公共バスの乗り継ぎにつきましては、全体的に新庄方面ではミニバスと葛城号を組み合わせて當麻方面へ、逆に當麻方面からゆうあいバスと葛城号を組み合わせて新庄方面へと一定の乗り継ぎダイヤを設定しております。

ご質問の弁之庄公民館バス停を想定いたしますと、ミニバスの寺口ルートは1日3便運行しており、第1便目で新庄庁舎前で葛城号の第1便目のゆうあいステーション行きに乗りかえとなります。また、帰りにつきましては、葛城号のゆうあいステーション発の午後1便目にご乗車いただき、新庄庁舎前でミニバス第3便に接続となります。

ミニバスの他のルートにつきましても、笛吹ルートにつきましてはさきの寺口ルートと全く同様の乗りかえで、残りの疋田ルート、笛堂藪ルートにつきましては、各第1便目で新庄庁舎前で葛城号のゆうあいステーション行きの第2便に乗りかえ、帰りは葛城号のゆうあいステーション発の午後の第2便目で新庄庁舎前でミニバス第3便への接続となります。

ミニバスの各ルートとも、新庄庁舎前で行き帰りともいずれか一方で乗りかえの待ち時間が45分前後と長くなるわけですが、葛城号、ミニバスともに保有台数が1台での運行でもあり、4ルートで運行しておりますミニバスを、笛吹ルート、寺口ルートを1つの系統に、同様に疋田ルート、笛堂藪ルートをもう一方の系統にまとめまして、午前2往復午後2往復としました葛城号との接続ダイヤとして組まざるを得ず、また不公平感を避けるため、各ルートとも必ず新庄庁舎前での待ち時間を短いものと長いものをセットにしたためでございます。

全体的には少ない便数のバス同士の乗り継ぎ設定となっているため、乗り継ぎのチャンスは少なく、また目的地での滞在時間が制限されることにもなり、ご不便をおかけしているのも実情ではございますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

西川議長 内野君。

内野議員 ありがとうございます。

ただいまのご答弁では、新庄庁舎で約45分の待ち時間が発生します。この現状では、利用者の方にはかなり不便な運行ルートであると思われまます。このような現状に対して、運行ルートやダイヤの見直しについて、どのように思われますか。

西川議長 企画部長。

吉村企画部長 ただいまのご質問の、運行ルートやダイヤの見直しについてでございます。

近年、奈良交通の路線バスが、利用者の減少とともに減便の傾向にあり、現状のままでは最悪、路線廃止とも考えられる事態となっているようでございます。このような状況は、県内で一部の路線を除き全ての市町村の共通の課題となっており、本年度奈良県で地域交通改善協議会が組織され、路線バスの廃止や減便、コミュニティバスの市町村の枠を超えた連携運行などを県内全体の課題として捉え、協議会の中で検討されています。

本市公共バスにおきましても、これまでどおり公共施設間連絡バスとして位置づけるのか、または市民の皆様の生活交通とするのかを見極め、いずれにいたしましても協議会の動向を見ながら、ゆうあいバスも含む一元的な運行の可能性や、協議中にあります大和高田市への

乗り入れなど、抜本的な改正を継続的に検討しているところでございます。

一方、葛城市外への乗り入れなどを考慮する場合、葛城市周辺の市町は、広陵町と香芝市の公共バス以外は全て有料での運行となっております。今後の車両の買いかえや、場合によっては増車などの経費増を想定いたしますと、本市の公共バスも有料での運行も視野に入れながら検討していかなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。

西川議長 内野君。

内野議員 ありがとうございました。

私は、現状のシステムでは全ての要望を取り入れていくことは不可能と思われ、今後、高齢化が進む市民の足としての役割が大変重要な事業であると思われまます。その中で、今年10月から試行的に導入された香芝市の有料運行であるデマンド交通について、どのような見解をお持ちでしょうか。お尋ねいたします。

西川議長 企画部長。

吉村企画部長 ご質問のデマンド交通の件についてでございます。ご指摘のとおり、本年10月から、香芝市ではデマンド交通が開始されました。このデマンド交通は、利用者が事前に利用者登録を済ませた上で、おおむね30分から1時間程度までを自宅付近からあらかじめ細かく定められた目的地までの利用を電話で予約し、運行者側はその予約時間に合わせ普通自動車などで運行するものでございます。

香芝市では1回乗車につき200円で、現在のところ5,000人強の登録者があり、運行開始から2カ月間の利用者は約3,500人とのことでございます。

あらかじめ定めたバス停は約200カ所、タクシー5台で運行されているようでございます。奈良県内では、規模の違いはございますが、現在その他7市町村で運行されています。全国的にも運行事例は多数あり、公共バスの運行内容を検討する中で、あわせて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

西川議長 内野君。

内野議員 ご答弁ありがとうございました。

私は、現状の公共バスの取り組みにプラス、デマンド交通の利便性を検討いただきながら、公共施設だけでなく準公共施設といわれる駅、病院など市民が行きやすい場所に停留所の増設の要望も含めて、改善を検討願いたいと思います。

1つ目の質問は以上でございます。

続いて、2つ目の質問に移ります。

公明党が主導し、平成21年度から始まった女性特有のがん、子宮頸がん、乳がん、また平成23年度より、働く男性のがん検診として大腸がん検診の無料クーポン券が発行されています。

この事業の受診率について、その推移を教えてください。

西川議長 保健福祉部長。

山岡保健福祉部長 保健福祉部の山岡でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの内野議員のご質問にお答えさせていただきます。

平成21年度から子宮頸がん、乳がん検診が女性特有のがん検診推進事業として始まり、平成23年度からは大腸がん検診を加えて、がん検診推進事業として、特定の年齢に達した人を対象に無料クーポン券を交付し受診率向上を図っております。子宮頸がん検診対象者は20歳、25歳、30歳、35歳、40歳、乳がん検診対象者は40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、大腸がん検診対象者は40歳、45歳、50歳、55歳、60歳というように、5歳刻みの方です。

受診率の推移でございますが、子宮頸がん検診受診率につきましては、平成21年度は24.9%、平成22年度は31.9%、平成23年度は24.5%、平成24年度は27.4%、平成25年度は10月現在で6.7%。

次に、乳がん検診の受診率は、平成21年度は25.0%、平成22年度は24.8%、平成23年度は26.1%、平成24年度は23.9%、平成25年度は10月現在ですが3.0%。

次に、大腸がん検診受診率は、平成23年度は15.6%、平成24年度は14.6%、平成25年度は10月現在で2.4%となっております。

がん検診推進事業無料クーポン券事業が始まる前と比較してみますと、子宮頸がん検診受診率では事業開始前は5.4%、事業開始後4年間の平均は27.2%、約5倍となっております。乳がん検診受診率につきましても、事業前は10.2%、事業4年間の平均は25.0%、約2.5倍となっております。大腸がん検診につきましても、事業開始前は4.9%、事業開始後2年間の平均は15.1%、約3.1倍となっております。

西川議長 内野君。

内野議員 ありがとうございます。

説明にありましたとおり、クーポン事業を導入する以前の受診率に比べて、導入後は2.5倍から5倍に伸びているのは、大きな成果と思います。その後においても高い受診率の年度も見受けられますが、全体的には受診率が横ばいになっています。

それで、未受診者への勧奨対策はどうされておりますか。

西川議長 保健福祉部長。

山岡保健福祉部長 子宮頸がん、乳がん、大腸がん検診クーポン券対象の未受診者の方全員には、受診勧奨はがきを年明けの1月上旬に送っている状況です。

西川議長 内野君。

内野議員 ありがとうございます。

女性特有のがん検診の子宮頸がん及び乳がん検診の無料クーポン券事業は本年度で5年目となり、最終年度になるので、来年度からの本市の対策はどのように考えておられますか。

西川議長 保健福祉部長。

山岡保健福祉部長 子宮頸がんは20歳から40歳までの5歳刻みの対象者から、20歳だけの対象者となります。乳がん検診は40歳から60歳までの5歳刻みの対象者が40歳だけの対象となります。

葛城市としては、国の方針に準じて、子宮頸がんは20歳、乳がんは40歳の方を対象に無料クーポン券を送付し受診勧奨を図るとともに、未受診者につきましては再勧奨通知はがきを

送付して、受診率向上を図る予定です。

葛城保健所管内のほかの市でも、葛城市と同様に実施される予定です。

西川議長 内野君。

内野議員 ありがとうございました。

それでは、がん検診推進事業の、これからの無料クーポン券対象者への受診率の目標設定は、どの程度されていますか。

西川議長 保健福祉部長。

山岡保健福祉部長 女性特有のがん検診は20%台を推移しておりますので、葛城市といたしましては30%を目標として受診率向上を図っております。

西川議長 内野君。

内野議員 ありがとうございました。

30%を目標とされるご答弁でしたが、無料クーポンとしては5歳刻みの配布から、厚生労働省は無料クーポンの対象年齢を来年度から絞り込み、事業を縮小しようとしています。対象を子宮頸がん20歳、乳がんは40歳のみ限定すると言っております。受診率の低下が更に懸念されますが、無料クーポン券事業以外の施策はどうされておりますか。

西川議長 保健福祉部長。

山岡保健福祉部長 国の施策であるがん検診受診率向上のためのモデル事業として、「個別受診勧奨・再勧奨（コール・リコール）事業」を平成25年度に採択され、実施しています。対象は子宮頸がん検診で、対象者は20歳から39歳までの方です。ただし、昨年度、平成24年度の受診者と今年度、平成25年度の無料クーポン券対象者を除いた3,250人を対象に、受診案内と受診券を添えて5月に送付し、9月時点で未受診の方に対して、10月に子宮頸がん検診お知らせのパンフレットを添えて受診再勧奨通知を行っております。受診券を対象者に送付することによりまして、保健センター窓口で受診券発行手続きを省き、直接医療機関に行ってもらうことで受診率が上がると考えております。

西川議長 内野君。

内野議員 ありがとうございました。

子宮頸がん対象者についてはよく理解できましたが、乳がん検診の対象者については、どのようにされていますか。

西川議長 保健福祉部長。

山岡保健福祉部長 乳がん検診だけでなく、がん検診推進事業である無料クーポン券を対象者に送付、受診勧奨をするとともに、広報誌への掲載など、関係機関とも連携しながら、乳がん検診に限らず、がん検診の受診勧奨、啓蒙啓発に取り組んでまいりたいと思っております。

西川議長 内野君。

内野議員 乳がん検診の啓発活動はわかりましたが、子宮頸がんとともに乳がん検診を引き上げるためにも、コール・リコールもあわせて実施していただきたいことを要望したいと思えます。日本人女性に最も多く見られる乳がんですが、いまや15人に1人が一生涯に1度は発病すると言われております。がんの大きさが2センチより小さく、リンパ節など他の組織や臓

器に転移が見られない場合が早期と呼ばれ、9割以上が治ると期待されます。早期発見、これこそが乳がん制圧の鍵です。であるならば、クーポンの利用率を高める工夫が大変重要になると思います。過日、厚生労働省はこの5年間で無料クーポン券が配布された人のうち、検診を受けなかった女性に対し、来年度から2年間かけ無料で受診できる方針を打ち出しました。平成28年度末までに受診率50%達成を目指しております。公明党女性局として、この必要性を思い、本市もコール・リコールを実施するとともに、5歳刻みの無料クーポン券事業を引き続き実施していただけるよう、強く要望させていただきます。

私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

西川議長 これで、内野悦子君の発言を終結いたします。

次に、10番、吉村優子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

10番、吉村優子君。

吉村議員 ただいま議長のお許しをいただきまして、私の一般質問を始めさせていただきます。

今回の質問は、分館等施設整備事業補助金交付要領の変更、見直しについてです。そして、今年7月にスタートしましたサテライト事業についての2点です。なお、これより質問は質問席にて一問一答方式で行わせていただきますので、よろしく願いいたします。

西川議長 吉村君。

吉村議員 まず、分館等施設整備事業補助金交付要領についてですけれども、市内44カ大字には68の地域分館があります。これほどまでに各地域にこういった施設が充実していることにつきましては、整備を進められた先人たちに感謝をするところです。これらの地域分館は、交付要領でいいますと本市が進める生涯学習活動の充実、発展を図るため、その拠点となる分館とありますが、これらの分館にはもう一つの大きな役割があります。それは、災害時の第一次避難所であるということです。近年、東日本大震災を初めとして、各地域で地震や竜巻、そして豪雨などの災害が各地域で頻繁に起こっています。東南海・南海地震もささやかれる中、住民の避難所としての地域分館の役割もますます重要になってきます。

そこでお伺いしますが、まず、先ほど述べました市内にあります68分館のうち、新しい耐震基準であります昭和56年以前に建てられた建物はどれぐらいあるのかをまずお聞かせいただきたいと思います。

西川議長 教育部長。

田中教育部長 教育部長の田中でございます。よろしく願いいたします。

ただいま議員がお尋ねの、地域分館でございます。基本的には地域分館と申しますのは、本市が進める生涯学習活動の充実、発展を図るため、その拠点となる施設でございます。その目的達成のため設置されるものでございます。

議員がお尋ねの、新しい耐震基準であります昭和56年以前に建てられた建物はどれぐらいあるかということでございます。教育委員会の方で調査しました結果、68の地域分館のうち、昭和56年以前に建てられました建物は、建築年月日の不明のものも含めて23館でございます。

以上でございます。

西川議長 吉村君。

吉村議員 ご答弁いただきましてありがとうございます。

今お答えいただきました23分館につきましては、今後、耐震改造されるところもあれば、施設によっては建替えを余儀なくされるところも出てくるというふうに思います。そういった分館につきましては、計画的に改造あるいは建替えをする必要があるというふうに考えます。

そこで本題に入りますが、分館等施設整備事業補助金交付要領第2条第1にあります、分館等施設整備事業補助金の集会施設の新築、この補助率が2分の1以内というふうにあります。新築についての大字負担が2分の1という理解でよろしいのでしょうか。それは、どの大字においても一律2分の1負担ということになるのでしょうか、確認をさせていただきたいと思います。

西川議長 教育部長。

田中教育部長 ただいま議員がお尋ねの、補助率の件でございます。

分館等施設整備事業補助金交付要領の第5条及び第6条に、補助となる対象事業と補助金の割合が示されております。基本的には補助率は2分の1以内となっており、地域分館等の新築の場合は坪当たり単価60万円に建築面積を乗じた額が事業費の限度額として補助金を交付いたします。また、増築または改築の場合は、建物の基礎、屋根、造作並びに仕上げ部分に関するものを対象に、同じ率での補助金を交付しております。

また、どの大字に対しましても、同じ残りの2分の1のご負担をいただいております。

以上でございます。

西川議長 吉村君。

吉村議員 大字によっては公民館の建替えのために、毎年何万円という額を住民の方をお願いして、何年間も積み立てているというところもあります。それぞれ各家の事情もありながら、地域のためにという思いで協力をされているわけですが、それでも2分の1の大字負担となると、まだまだその地元負担の2分の1までには届かないということになります。これは、大字内に大きな企業を有するところや人口の多い大字ならまだしも、戸数の少ない大字の2分の1での負担は大変厳しく、地域分館が避難所の役割を果たせないくらい古くなった建物であっても建替えができないという状態になります。

そこで、以前実施されていたと思われまます制度のように、世帯数によって区分をすべきではないかというふうに思います。例えば、助成金は建築費の3分の2以内とし、例えば40戸未満の場合は建築費の10分の8以内とするというふうに設けてはいかがかというふうに思います。そして、どの大字においても、地元負担の上限を2分の1ではなく3分の1と定めるふうにするべきだというふうに考えますが、その点はいかがでしょう。

西川議長 教育部長。

田中教育部長 ただいまの議員の、大字の規模に応じた補助率に見直してはという、要領の見直しということですが、この件に関しましては、毎年分館長会議の方を開催しております、その際には各公民館の各分館長から見直しをしてほしいというご意見やご要望は、現在のところ伺っておりません。

今後この要領により運用させていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと考えております。

なお、公民館の分館等の新築、増築または改築につきましては、多額の費用がかかります。大字の住民の方々のご負担も非常に大きいものと考えております。今後も、この交付要領を基本としまして、国や県などの有利な補助事業を選択して、少しでも大字のご負担の軽減の一助にできますよう、検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

西川議長 吉村君。

吉村議員 お答えの中に、見直しをしてほしいという大字の要望が全然ないというふうにはおっしゃってますけども、これは実際に建替えて経費とか数字が見えてこない、そういう要望は出てこないというふうに思います。

それから、このままでいきますと、先ほどから言ってますけれども、戸数の少ない大字では何もできないということになってくるのではないかとというふうに思います。

それと、さっき、部長の最後の答弁の中に、これから国や県の有利な補助金を選択して地元負担が軽くなるようにとおっしゃってましたけど、これは補助金がもしあっても、これは多かれ少なかれ市の持ち出しの関係だけで、大字負担の2分の1は変わらないというふうに私は理解しているんですけど、その点はいかがでしょう。

西川議長 教育部長。

田中教育部長 議員が今おっしゃっておられますように、要領につきましては補助率というのは一定決まっておりますので、その分を少しでも軽減できますようにということで、ほかの有利な補助事業の方の選択を行ってまいりたいと思います。ということで、基本的に今のところこの要領で進めてまいりたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

西川議長 吉村君。

吉村議員 ということは、やはり2分の1は変わらないということですね。大字負担の。そしたら、これは先ほど言いましたけれども、耐震の関係、安全面の観点から言いますと、例えば耐震のための補助金を何か設けるというふうな考えはないのでしょうか。これにつきましては、市長にお伺いします。

西川議長 市長。

山下市長 いろいろな建物の、葛城市が保有する財産の耐震化等も含めて、葛城市はファシリティマネジメントを進めますということで、本年11月にファシリティマネジメント検討委員会というものを設置をさせていただいて、進めさせていただこうと思っております。おおむね3カ年で答えを出していこうというふうに考えておりますけれども、まず、一番最初に手をつけさせていただいたのは、皆さんご存じのとおり小学校、中学校の耐震化及び大規模改造というのに取り組ませていただきました。そのあと、幼稚園や保育所といった子どもたちが普段生活をする場所ということで、いろいろと我々の方としても取り組ませていただきたいということで、お願いをさせていただきました。

私が覚えておりますのは、何年か前、吉村議員も當麻庁舎の耐震化というものをほかの建物に先がけてやるべきだというご意見を持たれまして、そのときには、もちろん當麻庁舎を初めいろいろな庁舎であったり建物の見直しをしていかなければならないけれども、優先順位というのをどういうふうにしていくのかというのは、やっぱり考えていくべきであるということをお述べさせていただきました。このたび、住民の皆さんが普段利用される公民館、集会所等の避難所にもなるところの、昭和56年より前に建てられたものの耐震化等も含めて考えほしいということでございます。当然これから、そのマネジメントについても考えていかなければならないというふうに思いますけれども、直ちにこの2分の1というのをどういう形に変えていくのかというのは、全部で68館ございますので、昭和56年以前のものだけやればよいというわけではございません。やはり、68館を調べてどういう形にしていくのかということをお考えていかなければならないわけでございます。だから、どのようなルールでどこまでの負担を葛城市ができるのかということもしっかりと試算をした上で、考えていかなければならない。今、ファシリティマネジメント検討委員会で、そのあたりも含めて考えさせていただきたいというふうに思っております。しばらく推移を見守っていただきながら、いろいろといい知恵があればお出しをしていただければというふうに思っております。

西川議長 吉村君。

吉村議員 わかりますけれども、一時避難所というふうにして各分館を市の方が指定しているわけですから、ぜひ検討していただきたいと思っております。先ほども言いましたように、本当に各大字の中では、大字においては毎年積み立てをしていますけれども、それでも足りない。これ以上は住民の方に負担していただくわけにいかないという思いのところもあるわけですから、そういうことをしっかりと検討願いたいと思っております。

当然のことながら、どの地域の住民の方も同じように税金を納められておられます。住んでいる地域によって住民の負担に違いが出るような、不公平感が出ないような施策をお願いしたいというふうに思っております。

では、次に、サテライト事業の方に移ります。

市民の皆さんにさらなるサービスを提供するサテライト市役所構想の実証段階として銘打って、本年7月1日より、相撲館と歴史博物館に開設しました市民サービスコーナーについてお伺いします。

まずは、この5カ月間での住民の方々の利用状況についてお伺いしたいと思います。

西川議長 市民生活部長。

生野市民生活部長 市民生活部の生野でございます。よろしく申し上げます。

ただいま議員ご質問のサテライト事業についてでございます。サテライト市役所における市民サービスコーナーについて、説明させていただきたいと思っております。

市民サービスの向上のために、市の正規職員が配置されております公共施設の歴史博物館、相撲館におきまして市民サービスコーナーを設置し、市民窓口課の嘱託職員を派遣いたしております。開設は本年7月1日より業務を開始いたしております。

業務内容につきましては、窓口案内業務として、市役所の業務に対する取りつけ及び相談

業務、住民票の写し、印鑑登録証明書の発行サービスを提供いたしております。

事務取扱日につきましては、毎週月曜日、木曜日、金曜日の3日間でございます。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日及び12月27日から1月4日につきましては除いております。

事務取扱時間でございます。これにつきましては、それぞれの施設の開館時間にあわせております。歴史博物館につきましては午前9時から午後5時、相撲館につきましては午前10時から午後5時でございます。

次に、7月より11月末現在の利用実績をご説明申し上げます。まず最初に歴史博物館でございます。利用者数は19人、住民票の交付は14件、印鑑登録証明書の交付は5件、相談業務は5件でございます。次に相撲館でございます。利用者数は18人、住民票の交付が16件、印鑑登録証明書の交付が6件、なお相談業務はございませんでした。

これらにつきましては、市民への周知といたしまして、6月より広報に掲載と、市のホームページで、また8月からは月に3回有線放送、防災無線等で啓発活動を実施いたしております。

以上でございます。

西川議長 吉村君。

吉村議員 お答えありがとうございます。5カ月間での歴史博物館では19名、相撲館では利用者数が18名というお答えをいただきました。

いろいろ啓発活動も行っていただいているようですけれども、まだまだ周知が徹底されていないのか、非常に少ない利用というふうに思います。また、今聞かせていただいた中で、発行サービスが住民票と印鑑証明という2点に限られていますけれども、この2点の発行に限るということですね。提出先にもよりますけれども、交付を希望される方の中には、もちろん印鑑証明だけとか住民票だけの方もいらっしゃいますけれども、印鑑証明書と戸籍謄本もらってきてくださいよと言われて交付に行かれる方もいらっしゃると思います。そうしましたら、知らずに市民サービスコーナーに行かれても戸籍謄本は出ませんということで、また庁舎、當麻庁舎あるいは新庄庁舎の方に行かなければいけないということが起こってきます。なぜこの2点に限っておられるのか、まずお聞かせいただきます。

西川議長 市民生活部長。

生野市民生活部長 この2点に限っている理由でございます。先ほど申し上げましたように、歴史博物館、相撲館につきましては、従来より市の正規の職員が配置されておるわけでございます。そういうところには当然、庁舎からおのおのの間に専用回線というのが配線されているわけございまして、その専用回線を使いまして住民票と印鑑登録証明書を発行するようになったわけございまして、戸籍関係になりますと、新たな専用回線等、そしてシステムの違い等もございまして、発行を見送った経緯がございます。

今後につきましては、今、議員ご指摘のように、市民の皆様方の意見なり要望なりに耳を傾けまして、今後検討してまいりたいというように思っております。

以上です。

西川議長 吉村君。

吉村議員 専用回線の問題もありますけども、経費の面で言って職員がもともといらっしやるとか、今おっしゃいましたね。これ、新たにこの人たち、専用の職員の方を置かれているというふうに私は聞いてるんですけども、常駐ということですけども、この常駐の職員ということにつきましては、住民票や印鑑証明書交付の業務という、個人情報保護という面ともありますから、パート職員とか誰でもいいというわけにはいかないというふうに思います。実際のところ、今、業務に当たっているのが嘱託職員ということになっていきますけれども、そこでお伺いしますが、この5カ月間でのこの嘱託職員の人件費というのはどれぐらいかかっているのでしょうか。

西川議長 市民生活部長。

生野市民生活部長 ただいまお尋ねの、おのおの1名ずつ配置しております嘱託職員の人件費でございますが、これにつきましては、人件費ということで個人情報等のこともございますので、答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。
よろしく申し上げます。

西川議長 吉村君。

吉村議員 具体的な数字はいただけなかったわけですけども、とにかく人件費もかかる。この利用状況という点でいきますと、このサービスについては今後どうするのかという思いがいたします。特に相撲館では、余り遠くない距離に當麻庁舎があるわけですから、職員の数が足りないという現場もある中で、週3回とはいえ、いつ来られるかわからない利用者さんを待つだけの常駐ということに対しましても、ちょっと疑問が残ります。例えばですけども、週、あるいは月に何度か曜日を決めて、庁舎での窓口業務の時間延長をすとか、また月に1度でも休日に窓口業務を設ける等、もっと職員にも税金にも負担かからない住民へのサービスというものがあるのではないかとこのように思いますけれども、いかがでしょうか。

西川議長 市民生活部長。

生野市民生活部長 ただいまのご指摘の、利用者数が少ないという点でございます。これにつきましては、今月20日より総務省委託事業のICT街づくり推進事業の中で取り組みを開始したいというように思っております。これにつきましては、歴史博物館から寺口ふれあい集会所に、また相撲館からゆうあいステーションに変更して、利用向上に努めたいというように考えておまして、これの間につきましては、ただいま議員ご指摘の休日も土曜日、日曜日も開館を予定をいたしております。
以上でございます。

西川議長 吉村君。

吉村議員 そしたら、もう20日で相撲館と歴史博物館を閉じるということですか。それ、ちょっと聞いてなかったんですけども、その周知、徹底されているのでしょうか。住民の方、まだまだあると、私はこのICTの街づくり、これ、12月の広報にも入っていましたので、これは承知してはいますが、これに今までの2館プラスだというふうに思ってたんです。今年の施政方針の中にも、この2点を始めますということで市長の方が言われてますので、せめて

1年間は試験的にもして見て、それでだめなら4月、来年度より変更するのかなというふうに思っていたんですけれども、いきなりの答弁で私は戸惑っておりますけれども、そしたらこれはもうこちらのICTの方ですということですね。

それでは、とにかく、ICT街づくり推進、この分について、詳しい説明を願いたいというふうに思います。

西川議長 企画部長。

吉村企画部長 企画部の吉村でございます。ただいまご質問のICT街づくり推進事業の内容からご説明申し上げます。

この事業は総務省の委託事業といたしまして葛城市が受託いたしまして、6月補正で予算計上させていただいているところでございます。市内の公民館などコミュニティ施設を拠点に、地域全体が地域の人々を見守り、助け合い支え合うまちづくりを目的といたしまして、住民と行政、企業、大学等の共同で推進していくための実証事業でございます。

実証を行う施設につきましては、寺口ふれあい集会所とゆうあいステーションの2カ所で、実施期間は12月20日から翌年3月まででございます。

この事業の主な内容でございますが、生活支援サービスといたしまして、インターネットを使って簡単に日々のお買い物や運動量計、血圧測定などによる健康管理ができるというものでございます。また、従来の住民票や印鑑証明の発行などを行うサービスを行うサテライト市役所は、歴史博物館、相撲館から寺口ふれあい集会所とゆうあいステーションに変更いたしまして、サービスの提供を実施する予定でございます。

お買い物や健康管理、健康増進に利用するIC機器の操作などは、市民がお世話係として参加していただきます市民コンシェルジュがお手伝いをし、ICTにふなれな住民の方々も簡単にサービスを受けることができます。また、同時にインターネットでいつでもどこでも活用できる、市民による市民のための生活支援情報共有ポータルサイトを立ち上げます。これは、市民自身が取材し提供する多種多様な生活情報や、日々の健康管理、健康増進やお買物をサポートする健康レシピなどを提供いたしまして、市民生活に役立つサイトとなっております。

さらに、コミュニティメディアセンターを新庄庁舎、當麻庁舎の両庁舎2カ所で開設いたしまして、市民による市民のためのインターネット放送局を立ち上げます。ここでは、応募していただいた市民情報特派員に運営をお手伝いしていただきながら、インターネット放送を核にSNS等を通じまして、地域のできごとなどを映像や写真、文書等のさまざまな方法で、いきいきとした葛城市を情報発信いたします。

その他、ソーラーパネルを設置いたしまして、停電時の電源の確保を行うことや、ICTを活用した防災訓練等を実施する予定でございます。

市民サービスコーナーにつきましては、これらの多くの市民の方が集われる事業の中で、2カ所の施設に設置いたしまして、今後は毎週月、火曜を除き、土曜、日曜、祝日を含み5日間開設いたしますので、多くの市民の方にご利用いただけるものと考えているところでございます。

以上でございます。

西川議長 吉村君。

吉村議員 いろいろなことを言っていただきましたけれども、まず、先ほどの件ですけれども、これに切りかえるのであれば、これを皆各家庭に配ってるんですから、今までの歴史博物館と相撲館は閉鎖します、これに移行しますということをここに載せるべきか、広報の12月号にでも最低載せるべきだったというふうに、私は思います。いきなりのこの変更というのは、やっぱり住民も戸惑うというふうに思います。

それから、このICT街づくり推進事業ですけれども、これは12月20日からというふうに今おっしゃってましたけれども、そこから3月末までですよ。これは100%国の事業ですけれども、1億1,890万円の事業です。これは3月まで試験的にして、では4月からはどのようなにさるのでしょうか。市長にお伺いします。

西川議長 市長。

山下市長 まず、変更に関しましては、告知を徹底、これからしていきます。今まできちっと告知をしてこなかったことに対しましてはおわびを申し上げまして、また広報は来月の分等考えてまいりたいと思いますし、放送等も入れて住民の皆さん方に告知をしていけるように努力をいたします。

この7月から初めて歴史博物館と相撲館でさせていただきました。この中で、いろいろなことがわかりましたけれども、週3日間ではやはり住民の皆さん方が使いにくいということと、先ほど吉村議員がおっしゃったように、住民票と印鑑証明だけではなかなか難しい、やはり戸籍等も含めてできるようにしていかなければならないということもよくわかりました。また、土曜日、日曜日も含めて、そういうサービスが受けられないかという要望も多数あるということでございますので、そこにも配慮していけないかということも考えました。

その中で、もともと忍海地区の方の公民館を活用するという思いがございましたけれども、その公民館、当初思っていた公民館が、ここは今の段階では使えないというお話がございましたので歴史博物館になった経緯もございますし、そこに葛城市の職員もおりましたから、住民基本台帳のやりとりができるようなシステムがあったので、活用させていただいたということでございます。普段から住民が集まるような場所でないところでさせていただいたところを、しっかり反省していかなければならないなということが、反省点として挙げられます。

また、相撲館におきましても、観光客の方々は利用されたりしますけれども、當麻庁舎に近いということもあって、普段住民の皆さんが集まるような場所ではないところで、今回も、あそこにも職員がいるので職員のパソコンを使ってということ考えておりましたけれども、それもやはり住民の不便なところにいらっしゃる方々に対しての場所を設定をしていかなあかんということを考えて、このたび場所を、新庄側は山手のところで、人口も多い寺口集会所というところをお願いをし、区長を初め地元の方々にもご理解をいただきながらご協力をいただくということにさせていただいておりますし、當麻側につきましては、ここもいろいろと検討させていただきましたけれども、山手の方で毎日四、五百名のお客さんがい

らっしゃる、ゆうあいステーションというものがある、ここを活用して住民票の発行なりいろいろなサービスの拠点として、とりあえず様子を見ようということで、ゆうあいステーションというのをさせていただきました。

先ほど吉村議員は、時間の延長や休日に出てきてお金のかからない、これもお金のかかる話でございますから、時間を延長すれば職員の残業代も発生しますし、土曜日、日曜日に出てくれば、当然職員の給与も発生をいたします。

どんなことを行政は考えていかなければならないのかということを中心に、今いろいろな取り組みをさせていただいてます。住民の皆さんにとって市役所に来るというのはどういうことやろうと、市役所に来るということは、ほとんど住民票であったりとか、先ほど言われたように戸籍であったりとか、印鑑証明であったりとかということがほとんどであろうと。あと、税金等納めに来られたりということもありますけれども、それは自治体クラウドを導入したときから、各コンビニエンスストアで税金については納めていただくことができるようになりましたので、公金の取り扱いというのは、コンビニでも納めていただけるので、しなくてもいいなとは思ってますけれども、できるだけ住民に近い場所で、住民の皆さん方が集まれる拠点をつくっていききたいなというふうに思ってます。

今年4月から、これは社協の事業としていきいきサロン、ふれあいサロンというのを考えさせていただいて、公民館を活用してお年寄りが集まる場所、子どもたち、子育て世代の人たちが集まる場所づくりをしていこうということを考えてます。今、各地域でなかなか皆さんが気軽に集まれる場所がなくなってしまっています。それを、市役所の嘱託職員であろうと、職員がその場において住民のサービスを受けながら、更に買い物の支援ができる、健康管理ができるというようなことが、その場所で一元的にできることによって人が集まりやすい状況をつくっていったらなというふうに思いますし、特に新庄側の山手の方などといいますと、もともと寺口でもお店があったものがなくなってしまって、買い物に行くのもなかなか難しいという状況にもなっております。そういうものをどうやって解消していけばいいのかということも課題の1つとして、考えていかなければならないなと思ってます。もちろん、ミニバスやそういうものを使って、まちまでおりにきてもらうということもあるでしょうけれども、自分たちで選んだものを配達をしてもらえようような状況をつくっていくとか、この5月からは緊急雇用で、自分たちで買い物に行けない方々に対して、人を雇用して、その人たちが回って買い物をして、その日のうちに届けてもらえるというサービスを、これも実証で実施をさせていただきましたけれども、人の雇用というのが出てまいります。では、この費用というのは誰が持つんだということが課題になってまいります。受益者である買い物された方が持つのか、それとも売る側のお店が持つのか、行政が持つのか、いずれにしろ、人件費というものが発生をしてまいります。そういうものを公民館に来ていただいて、発注するということによって、そこの人件費というものをお互いに、市民コンシェルジュというボランティアのスタッフ等によってお手伝いをしていただくことによって、費用の軽減、人件費がかからないようにできないかということも考えていきたいということで、このようなシステムをとりあえずやってみたい。とりあえずという言い方をしたらおかしいですね。今、

いろいろな形で企業の方々と相談をして、お金のかからない方法というのを模索をしながら取り組んでおるところでございます。それを総務省の方は、先進的な事例であるから委託事業として受けてもいいよということで、お金をいただく、委託料をいただくという形になってまいります。できれば、その中でも当然修正をしていかなければならないことも出てまいります。そして、また新たにこういうふうにしていった方がいいということも出てくるかもしれませんが、住民に近いところで住民の皆さん方が出てきやすい場所をつくる。みんなが交流しやすい場所をつくっていく、そこでサービスを受けられるようにしていく。できるだけお金をかけずに、持続可能なモデルというものをこの中で模索をしていきたいというふうに思っております。できるならばこの考え方を模索して、3月までの実証ということでございますけれども、4月以降もできるだけ住民の皆さん方にサービス、お互いに協力しながらサービス等受けてもらえるような体制というものを、考えてまいりたいというふうに思っております。

西川議長 吉村君。

吉村議員 3月の結果が悪かったら、また今回みたいに、ばさっと切るというわけではないわけですよ。人件費のことは、ボランティアの方で人件費は少ないというふうにおっしゃいましたけれども、やはり先ほどの住民窓口サービスがある以上は、専門の嘱託職員なり職員がいないとだめなわけですから、その人の人件費はかなりかかってくると思います。

先ほど、歴史博物館も相撲館も、もともとある職員だからというふうにおっしゃいましたけど、市長の施政方針では2カ所の公共施設に職員等を常駐させるという感じで、新たな取り組みのように書かれていますので、実際今までいらっしゃらなかった方が相撲館にいらっしゃって、この業務を担当されていたというふうに思ってます、私は。

それで、この人件費は本当にかかります。今、3月までは国の100%補助ですけれども、当然4月から始めるとこの人件費がかかってきます。庁舎で時間延長なりにしても人件費がかかりますよということですが、それは毎日ではなくて、月に何度か曜日を決めてこの日だったら延長しますよ、休日もこの第一日曜日だったらおりますよというふうにすれば、そんなに費用はかからないというふうに思います。

それと、この中で、今、買い物サポート、とにかく私も6月議会のバスのことで質問させていただいたときに、本当に足腰の弱い方にはこれはいいかもしれないけれども、元気な高齢者を寝たきりにさせないためには、やはりバスの利用をしてバスで出かけてもらって、それで自分で選んでもらって買い物していただくというのは本当に必要なことだと思いますから、先ほど内野議員の質問ではないですけれども、そのバスの活用の方法ももっと考えていただきたいというふうに思います。

いずれにしても、100%補助から市の持ち出しになるわけですから、この人件費が。だから、そのことも十分に考えて計画的に今後進めていただきたい。そのことを強くお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

西川議長 市民生活部長。

生野市民生活部長 済みません、少し私の説明がまずかったかどうかわかりませんが、歴史博物

館及び相撲館につきましては、職員が配置されているという中で専用回線があると今説明を申し上げたわけで、この市民サービスコーナーにつきましては、おのおの1名が専属で配置しているということでございますので、議員ご指摘のように、旧来の配置している職員がサービスコーナーで事務をしていたように感じておられると思いますので、1名ずつは必ずその市民窓口課の嘱託職員がそれ専属で業務をしているということでございます。

そのほかにつきましても、歴史博物館につきましても、おのおのその専属の職員はおります。それ以外に1名ずつ市民窓口課の職員がおりますので。

吉村議員 そのように理解しています。

西川議長 そないに理解してる言うたやろ。

生野市民生活部長 済みません。

吉村議員 同じです、同じです。よろしいですか。では、終わります。

西川議長 これで、吉村優子君の発言を終結します。

ここで、暫時休憩します。

休 憩 午前11時07分

再 開 午前11時16分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3番、川村優子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

3番、川村優子君。

川村議員 ただいま議長よりのお許しが出ましたので、私の一般質問をさせていただきます。

質問内容は、葛城市におきます食育推進計画についてであります。葛城市におきまして、平成18年葛城市総合計画に基づきまして、これまでに進めてこられました健康なまちづくり計画きらり葛城21、それより更に充実させた食育のための人づくり地域づくりと一体となった第2期葛城市健康増進計画「きらり葛城21」・食育推進計画が、平成25年度より策定されています。健康なまちづくりの実現に不可欠な食育推進について、お尋ねをしたいと思っております。これより質問席で行いたいと思っております。

西川議長 川村君。

川村議員 それでは、よろしく願いいたします。

国におきまして、平成17年6月に食育を国民運動にして取り組むために、食育基本法が公布されました。食生活というものは生活習慣の基礎であり、また食育の推進というものは健康増進のみならず教育や福祉、また地域活性化の大きな役割をも担うものとなります。食育に係る課題を明らかにしながら、市民1人1人が地域で自立し、いきいきと暮らせるように、市民、地域、行政が一体となって具体的な施策をもって推進に努めていかなければなりません。

食を楽しむ人づくり、そして食育推進のための地域づくり、まずここにおきまして、葛城市における食育推進計画第2期健康増進計画「きらり葛城21」・食育推進計画の概要をご説明いただきたいと思います。

西川議長 保健福祉部長。

山岡保健福祉部長 保健福祉部の山岡でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの川村議員の質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、食育推進計画の概要についてでございます。平成18年度に策定いたしました第1期葛城市健康増進計画を平成24年度に見直し評価を行い、第2期葛城市健康増進計画を策定すると同時に、第1期葛城市食育推進計画を策定いたしました。この計画は、市民1人1人が日常生活の中で積極的に健康づくりや食育の推進に取り組んでいけるよう、支援体制を整えていかなければなりません。そのために、平成25年度に食育に関する保育所、幼稚園、学校給食センター、農林課、長寿福祉課、葛城保健所、関係団体等から委員を選出し、食育推進部会を立ち上げ、担当課、関係機関等がそれぞれの役割を理解し、それぞれの特性を生かしながら相互に連携し、平成34年度を目標に計画を推進していくものです。

第1回目の食育推進部会を本年8月に開催し、健康増進課、保育所、中学校の現状について報告していただくとともに、関係機関の実施事業と課題等を出し合い、現段階でそれぞれの立場でできることについて、意見交換を行いました。

そこでわかったことは、妊娠期、乳幼児期、保育所、幼稚園、小学校、中学校で毎年食育に関する指導目標等を設定し、学年ごとに具体的な取り組みがなされていることです。この部会では、今後の推進の1つとして、参加者の関係団体から農業体験の講師になれることや、伝統食の料理方法についてゲストティーチャーとして協力できることなどを確認いたしました。

平成26年度には、関係機関、担当課から平成25年度の取り組みと今後の取り組みについて報告していただき、健康増進計画推進協議会で進捗状況の報告を行います。関係機関の連携を強め、それぞれの立場で行っている食育の取り組みについて情報発信していく予定です。

食育は次世代の親になる子どもたちには大切な教育であり、望ましい食習慣をつけることは生活習慣病予防の基礎にもなり、健康長寿の延伸にもつながります。また、日本の食の文化を伝承するためにも、食育は重要です。赤ちゃんから保育所、中学校までの取り組みが子育て世代の親に継承できるように、途切れのない食育推進ができるよう、関係機関等と連携しながら仕組みづくりをしていきたいと考えております。

以上です。

西川議長 川村君。

川村議員 ご答弁ありがとうございました。

概要につきましては、各横の連携をとっていただきながら、食育推進は各行政、各関係機関それぞれの役割、そしてその特性を生かしていただきながら相互に連携していただいているものと理解させていただきました。

それでは、その各関係機関、それぞれの機関で、その推進状況についてをお聞かせいただきたいと思っております。

西川議長 保健福祉部長。

山岡保健福祉部長 保健福祉部からは、保育所におきましての取り組みをお答えさせていただきます。

保育所におきましては、乳幼児期の食習慣こそ食を営む力の基礎となるものであることから

ら、発育、発達段階に応じた豊かな食の体験の積み重ねができるよう、取り組んでおります。

また、1人1人の発達段階にあわせた離乳食、症状にあわせたアレルギー除去食を提供し、保護者とともに共通理解をしながら進めております。

毎月給食の献立には、奈良の郷土料理、葛城の郷土料理を取り入れて、家庭でもつくれるようにレシピも掲載した給食だより、食育だよりを通して、保護者に伝えております。

また、給食、おやつの中には、絵本、紙芝居等を使い、機会を捉えて望ましい食習慣や食事のマナーなどを伝えております。

発達段階に応じた食育の推進といたしましては、季節に応じた野菜や果物を園で栽培し、収穫し、旬の野菜を使って4歳児、5歳児がクッキング活動を行い、体験を通じて全園児で食べ物の大切さや感謝の気持ちの食育に取り組んでおります。

以上です。

西川議長 教育部長。

田中教育部長 それでは、教育委員会の方の取り組みの方をご説明を申し上げます。

市内の幼稚園、学校につきまして、毎年6月が食育月間と位置づけられておりますが、次のような取り組みの方を進めております。

まず、幼稚園におきましては、1つ目としましては、子どもたちが栽培した野菜を収穫、調理して、全員で楽しく食べる。2つ目は家庭での食事に関する調査と、保護者への喚起、また3つ目が食育絵本や紙芝居等を用いた食への興味、関心の喚起でございます。

続きまして、小学校におきましては、まず1つ目が栄養士、養護教員による食育の時間の設定。また2つ目としましては、紙芝居を用いた朝食の働きや、みずからつくる朝食メニューの紹介、また、給食時の校内放送を用いた献立紹介や栄養価の紹介でございます。

中学校の取り組みとしましては、生徒会の委員会活動としての朝食アンケート実施、結果紹介、また食に関する標語作成とその作品表示、これにつきましては小学校、中学校ともに行っております。

続きまして、全体としましては保護者向けの食育だより類の発行となっております。

また、中学校におきましては牛乳の残本調べと摂取の呼びかけでございます。

また、給食調理場の見学をもとにした食への興味、関心や感謝の心の喚起ということで、これは幼稚園で取り組んでおります。

また、休日の参観を前にしての自作弁当調理の勧めでございます。これは中学校が取り組んでおります。

これらは、食育月間ということだけで、特に食育に焦点を当てて実施されているものがございますが、日々の保育、教育活動の中でも年間を通じて各園、校の食育推進計画に基づき、計画的、継続的に実施されております。

また、毎月19日の食育の日にもさまざまな取り組みが実施されます。最近では、ご承知のとおり、朝食を食べずに起き抜けて登校してくる子ども、バランスを欠く食事を1人で済ませる子どもなど、食生活の面で深刻な課題がございます。本来それらは各家庭でしっかりと進めていただくべきものではございますが、現実はそうではございませんで、学校生活の中

で不十分な点を補う必要がございます。また、学校給食におきましては、食育を推進する上で極めて重要な機会でございます。命を食べさせていただくことへの感謝、食材の生産者や調理をしてくださる方への感謝、バランスのとれた食事を楽しく、しかも一定のルールを守りながら、できるだけ残さず食べるといったこと等を指導する点で、またとない機会でございます。幸い本市では安心して安全な給食が常に提供されておりますので、今後も給食の意義を十分に踏まえ、その機会を貴重なものと捉えて食育を推進したいと考えております。

次に、給食センターにおける取り組みでございます。毎月の家庭の献立表に給食だよりを掲載しておりますが、この献立表の中にきりりちゃんメニュー、これは今年のテーマでございます「旬の野菜を食べよう」を設け、月に1回だけ地場産の野菜等を使ったメニューを考案して掲載しているものでございますが、これや、地場産の野菜を使用していますという、そういった案内もこの献立表にあわせて行っているところでございます。

今まで使用しました食材といたしましては、葛城市内産の卵、葉ねぎは100%の使用、その他野菜としましては、タマネギ、キュウリ、里芋、モヤシ、ナス、チンゲンサイ、大根等の使用となっており、その他県内産といたしまして、奈良県産米ヒノヒカリ100%の使用、またシメジ、コマツナ、エンドウ、ナメコ、カブ、柿、イチゴ等安全で安心な旬の食材を使用しております。

以上でございます。

西川議長 産業観光部長。

河合産業観光部長 産業観光部長の河合でございます。川村議員のお尋ねの件についてでございます。

現在の地産地消の取り組みの状況についてお答えを申し上げます。

地産地消とは地域で生産されたものをその地域で消費することでございます。昔から言われている人間の体はその人が住んでいる風土や環境とは切り離せない密接な関係にございまして、健康に生きるためにはその土地の自然に適用した旬の作物を育て食べようという考え方である身土不二に通じるものでございます。

近年におきまして、他の地域で生産されたものを消費する人が多くなりました。生産地と消費地が離れると、生産者と消費者の信頼関係が弱くなり、食品への不信感が増大するなど、さまざまな問題の発生につながっております。その一方で、食や環境に対する安全・安心を望む消費者の声や健康志向の高まりを受けまして、地域で生産したものをその地域で消費しようとする地産地消の取り組みも活発になってきております。

国におきましても、食料・農業・農村基本計画で地産地消の推進が食料自給率の向上に必要であると位置づけられておりまして、また地産地消推進行動計画におきましても、農業者団体や食品、産業関係者による自主的な取り組みや直売加工の促進などが定義づけられているところでございます。

このようなことから、食育基本法に基づいて策定されております食育推進基本計画で、食育を推進するために取り組むべく施策として、地産地消が位置づけられているところでございます。

葛城市におきましても、平成25年3月に策定されております第2期の葛城市健康増進計画

「きらり葛城21」の葛城市食育推進計画で、地産地消を推進するための取り組みといたしまして、直売所や特産品の情報提供、地産地消の啓発、イベント等を通じまして、啓発などの方向性が示されたところでございます。農業生産分野といたしまして、地産地消の推進が持続可能な農業につながるものであることから、環境保全型農業でございます、環境に優しい農業として取り組まれている平岡の自然維持組合のソバに対しても支援を行っているところでございます。

また、イベント等を通じての啓発といたしまして、毎年秋に開催をされております「ゆめフェスタ in 葛城」におきましては、葛城市農政活性化推進協議会アグリビジネス女性委員会の方々が中心となっていただきまして、葛城グルメフェアを行っていただいております。今まで地元のホシアオバという品種の米粉を使ったうどん、ピザ、焼きドーナツ、お焼きなどを製作していただきまして、またこの地域で昔から食べられていた里芋を使ったいもぼたを復活させていただいたり、地元の牛乳と里芋など野菜を使った牛乳鍋も振る舞っていただいたりして、地元で生産された食材を使った料理をつくり、地域の方々に地元の味を知ってもらい、大変好評を得ておるところでございます、市民の方々に食育の推進を図っていただいております。

以上でございます。

西川議長 川村君。

川村議員 各関係機関のご答弁、ありがとうございました。

それぞれの部署で食育、非常に着々と進めていただいているわけですが、今、私もその答弁を聞かせていただきまして、やはりこの基本はまず家庭であるということももちろん大切なわけですが、その家庭に対しての啓発活動も非常にしっかりと行政、教育の形でやっていただいているということも承知いたしました。そしてまた、中学校などにおかれましても、朝食というような、今一番食事をとる、とらないという、その朝食のところにも非常に問題点があるんですが、これを中学生自身も認識していくという、そういう環境の中で、教育面にしっかり入れていただいているということも確認させていただきました。

また、行政の教育面、またそれに対して農林の方では地産地消という、この項目は非常に各部署でもこだわっていただいているということも聞かせていただきまして、安心いたしました。やはり地産地消を推進するに当たっての農業者とかの連携というものも含めて、地域というものにも食育というものが非常に大きなウエイトというか、重要性があるということも皆さんもおわかりいただいたと思いますが、その食育というものを一生涯にわたって自分たちのライフステージに途切れることなく食育の推進というものはしないといけないということで、生活習慣病の予防、改善という、病気、そういった面の食育推進、また家庭とともに子どもへの食育推進という、生涯食育、社会の構築を目指すという、そういう第2次食育推進基本法の中にその部分が織り込んでおられると思いますが、その計画書の中で、私はこの「きらり葛城21」というこの推進計画を見させていただきましたら、アンケート結果で幼児、小学校低学年から高校生までの朝食の摂取状況というものについてふれておられましたが、朝食はとりあえず食べる。何か食べていかないといけないという、そういった意識は少

しでも上がってきたかなと思うわけですが、朝食摂取そのものはできていますが、その内容について、主食に食べているものが何かとといいますと、食パンや菓子パンが多い。こういった現状について、今、学校給食、それから保育所給食で米飯、米、ご飯とパンの割合について、またその費用についてもあわせてお聞かせいただきたいと思います。

西川議長 教育部長。

田中教育部長 ただいまの議員のご質問でございます。米飯給食に関しましては、奈良県内の学校給食センターのほとんどが委託方式で行っておりまして、現在も本市は民間委託で実施しております。米飯給食を学校給食センターで実施する場合は、炊飯施設の整備、それに伴う運営費等インシャルコスト、ランニングコストが相当かさんでくることとなります。現在においても安全で安心な給食を実施できていることに鑑み、新給食センターにおいても米飯給食を従来の通り委託方式で行う予定をしております。

現在、給食センターでは週5日のうち3日を米飯に、2日をパンで提供しております。小学校を例にとりますと、年間パンが77回、米飯が108回で計185回でございます。

また、この費用でございますが、年間約2,570万円のうちパンが約840万円、33%でございます。米が約1,730万円、67%でございます。

なお、学校給食特別会計におきましては、平成24年度決算ベースで申しますと、総額4億3,300万円の予算のうち、給食費を負担いただいている費用といたしまして学校給食負担金が1億6,400万円、一般会計からの繰入金金が2億6,800万円でございます。歳出のうち、給食の原材料費が1億7,700万円でございますので、給食負担金としていただいている額を超過していることから、市の一般会計から1,000万円余りの繰入金として補助をいただいているところでございます。

以上でございます。

西川議長 保健福祉部長。

山岡保健福祉部長 保育所の給食でございますが、日本型食生活の習慣をつけるために、月にパン1回、麺2回以外は奈良県産米ヒノヒカリを使用した米飯とし、地元で収穫された新鮮な野菜を中心とした和食、米飯、味噌汁、旬食材をできるだけ取り入れた献立を中心に提供しております。

以上です。

西川議長 川村君。

川村議員 現実に今ご答弁いただきました学校給食、保育園給食についてふれていただいたわけですが、ご飯が委託方式になっているということも多分初めて聞かれた方もいらっしゃると思います。その中に、保育所給食が非常に、月に1回のパン食であって、麺が2回という、非常にご飯が多いという、そういう給食メニューになっているというふうに理解しましたが、本当に和食型を推進していただいているなということで、大変いいことだと思っています。非常に力を入れていただいている背景は、もちろん家庭でご飯を食べるということは基本なんですけど、朝のメニューが菓子パン、食パンが多という、皆さんも朝はパンを食べるという食習慣だと思うんですけども、本当に和食がなぜこんなに大事なのかというところ

も、今、家庭の中で子どもを持つ親が非常に忙しい中、調理時間をとって短くしかとれないという現実の中に、時間のかかる調理はできないということになってくると、非常に洋食型が多くなっている傾向にあるようです。また、和食というものが今回ユネスコの無形文化遺産に登録されましたけれども、和食型食生活が昨今非常に意識が薄れてきたので、国民意識に取り戻そうという、こういった背景もあるようでございます。

私は今回、和食型の給食にどうしてこんなにこだわるかといいますと、パンや麺の献立をなくして週5日米飯を提供する完全米飯給食が広がっている。これは実際、文部科学省の調査によりますと、完全米飯給食を実施する小・中学校は2006年に1,312校、4.2%、それから2010年までには1,994校、6.5%にふえたという、こういったことでございますが、やはり米飯化を進めたということで、子どもたちの病欠が減ったり、またそれとともに地元農家の自給率、収益の向上にもつながったという、そういったデータがございます。全国の給食の例を見ましても、学校給食と子どもの健康を考える会を立ち上げました幕内秀夫さんという方なのですが、学校給食でパン食が習慣化した結果、日本の食料自給率も落ち、油脂の多いパン食は子どもの健康問題にも非常に深くかかわると指摘されています。パンは、旬の野菜を生かした煮物や焼き魚、しょうゆとかお味噌などの伝統的な調味料に合わず、パン自体の水分も少ないために、マーガリンやドレッシングといったサラダとか、そういったフライなんかのつけあわせが、やはり油脂がふえてしまう。こういった背景の中に、和食型を進めていくという、そういう風潮がある中で、今のご答弁によりますと、葛城市はパン食よりご飯を食べる方が高くつくという、そういった今の費用面についてもご答弁いただいたわけですが、そしたらその委託方式なんかの見直し、もうちょっと細部にわたっての見直しができないのかとか、メニュー全体の材料費、ご飯にかかる金額はそうかもしれないですが、材料費全体でもう少しくまくり、賄いができないものであろうかという、私たちも女性ですので家庭の食事の材料についても日々まくりをしているわけでございますが、そういった全体に大きなまくりはできないものなのかということも、それとともに、地産地消の推進をあわせて積極的に取り組んでいただくことによって、そういった費用面にも影響が出てくるのではないかと私は思うわけでございます。

給食については今回の平成25年度の計画の中では、これから食育については、ぐっと力を入れていってほしいというところでございます。

学校給食、それから保育園給食についてはこのぐらいにしておきますが、次に、学童給食の現場につきまして、私はおやつ、この間ちょっと視察に行っていました。おやつについてなんですが、それについてお尋ねをしたいと思います。

西川議長 保健福祉部長。

山岡保健福祉部長 ただいまの質問の、学童保育のおやつにつきましてですが、楽しい雰囲気の中でおやつをみんなで食べる子どもたちの表情は、豊かな心をはぐくむと思われることから、おやつ代を保育料とは別に月500円を保護者より徴収し、1日10円分、お弁当持参の日は30円分とした市販のおやつを指導員で用意しております。内容は、せんべい、クッキー、あめ、チョコレート等で、食物アレルギー対応や衛生面を考慮し、袋に入ったお菓子を基本として

おります。

西川議長 川村君。

川村議員 ありがとうございます。

学童保育の現場はなかなか、食育にかかわらず大変な、これから非常に課題の多いところでございますが、いろいろな環境の中でも今回はそのおやつについてですが、ただ口寂しいから、帰ってからちょっと駄菓子を与えるといった程度かなというふうに私は思いました。子どものおやつというものは、1日の栄養摂取の補食という考え方を持たなければならぬと思います。果物であってもいいと思うんです。そういう点も少しずつ改善していただけたらというふうに、夕方お母さんの引き取りがあつて、家庭の夕食にありつくまで、給食から6時間ぐらい十分たつて居るわけですので、子どもたちのおなかの中にそういったおやつというのが非常に重要な、子どもの成長に重要なものであるということも十分ご理解いただきたいと思ひます。

次に、高齢者についての食育の取り組みを聞かせていただきたいと思ひます。

西川議長 保健福祉部長。

山岡保健福祉部長 高齢者に対する取り組みといたしましては、特定保健指導の一環として、保健師、管理栄養士がともに本人の健康状態に合った食事等の栄養指導を実施しております。また、ひとり暮らしの高齢者が対象ではありますが、ボランティアふたば会のメンバーさんに地元の食材を利用し、管理栄養士がカロリー計算をした献立で調理していただきました、できたてのまごころ弁当を、月1回ではありますが130人余りの方に届けさせていただいております。利用者の方には大変喜ばれております。

以上です。

西川議長 川村君。

川村議員 ありがとうございます。

まごころ弁当という、高齢者には地産地消による材料でとても栄養豊富、また味につきましても薄味でも新鮮さゆえ、おいしく食欲増進につながると。本当にこの配食につきましましては、地域のふたば会の皆様に敬意を表しますとともに、これからはもしっかりこういったボランティアも含めて、これを今後どうしていくかという課題も含めまして、高齢者配食についてはこれからの課題だと思っております。

それでは続きまして、地産地消の推進というところに、もう少し焦点を当てていきたいと思ひますが、食と農という、私たちの豊かな食の営みができる大切な役割を担っていただいております産業観光部農林課での取り組みを、もう少しいろいろと具体的にご説明いただきたいと思ひます。

西川議長 産業観光部長。

河合産業観光部長 ただいまの川村議員のお尋ねでございます。食と農に通じたこれからの地産地消の取り組み、現状も含めてでございます。

地産地消の推進の柱でございます食料自給率の向上に加え、直売所や加工の取り組みなどを通じまして、農林水産業の六次産業化につながる施策として現在計画をいたしております

(仮称)道の駅かつらぎの直売所や加工所の設立があるわけでございます。この施設の効果といたしましては、生産者、消費者ともに新鮮な食材が売れる、買えることでございます。これは、生産者と消費者の結びつきを強化できるものでございまして、消費者にとっては顔が見える関係で生産状況なども確かめられ、新鮮な農産物が消費でき、生産者にとって消費者ニーズに対応した生産が展開できることでございます。また、地場産の農畜産物を活用いたしました加工品を開発することによりまして地域ブランドも創出でき、消費者と生産者の交流が図られ、食育の機会として重要なものでございます。その上、小規模な生産者にも所得機会が創出でき、流通コストが削減され、生産者の手取りの確保にもつながり、輸送距離を短くすることで地球温暖化等の環境問題にも貢献し、地域の活性化につながるものと考えております。

また、食育活動の一環といたしまして、国民の健康の増進、生活の質の向上及び食料の安定供給の確保を目的とした食生活指針が策定されておりました、健康的な食生活の実践など生活習慣を見直し、疾病の発症そのものを予防する一次予防の推進が重要となっていることから、寺口、梅室、竹内、笛吹の有志の方々により設立されております葛城山麓ファームにおきまして、生活習慣病でございます糖尿病や肥満に対する効果があると言われている桑の栽培を、地域の活性化を基本として六次産業化を目的として行っていただいております、今後は桑をベースといたしました食の情報を提供する場として、市内外の方々との交流イベントも計画をされておるところでございます。

市民1人1人があらゆる世代にわたりまして、健康な食生活に必要な知識や判断力を取得し、それを実現できるようにすることを目的とするための取り組みが、食育活動でございます。その一分野でございます地産地消の推進活動に対しましても、今後も情報提供、啓発はもとより、実践活動をより一層推進してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

西川議長 川村君。

川村議員 ありがとうございます。

積極的な取り組みをなされているというご答弁でございますが、私も先日、「ゆめフェスタ in 葛城」で、今おっしゃっておられました桑の葉のいろいろなお料理を食べさせていただきましたし、酪農、いろいろと地域の人たちが一生懸命加工品に取り組んでいただいているということも承知しております。

そもそも、なぜ食育が大切なのかということですが、国から食育基本法ができてというのは、国からおりてきた施策だからということではありません。その背景にはやはり崩壊寸前の食や農に対して歯どめをかける必要に迫られたと、私はそう理解しているわけですが、昔は1戸の家庭、また集落で小単位で営まれていた食と農という、人の健康増進にもつながっていたわけですが、今はやはり他力本願になってしまって、耕作放棄地がふえたり、また地力、地面を大事にしないというような、そういう意識をもっと、ありがたいというような思いで、そういう意識を高めていかないといけないと思います。

この事態を、これから大きな課題と受けとめて真剣に取り組んでいただかなければならな

いとも思います。ゆっくりと壊れたものをまたゆっくり回復させていく努力こそが、本当に私は大切だと思っております。

これから、農産物は葛城市産にとどまらず、近隣の奈良県全域にも連携をとりまして、活性化への努力というものは惜しむことなく、し続けていっていただきたいとも思います。

それぞれの関係機関での食育の取り組みというものは、本当に積極的であると思います。それは確認させていただきました。この平成25年度よりしっかりとした計画の策定のもとに、横の連携を大切にしながら、ソフト事業でありながら、それを創出するためのハード事業も含めて、これから葛城市全体がしっかりと地域の皆さんともども、職と農への取り組みを積極的にやっていただきまして、これから将来にわたり高齢者への配食、それから子育て支援の食への取り組み、地産地消も含めまして、市民、そして地域、行政が一体となって、今度できます（仮称）新道の駅での食育推進という期待というものは大変大きなものと思われま

す。そこで、そういったことも含めて、これから市長はどのようにお考えかということ、聞かせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

山本総務部長 市長。

山下市長 ただいま川村議員から質問をいただきました。それに対してご答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、先ほど学童保育のおやつの話がございました。葛城市は奈良県の中でお預かりするのが月に2,000円という、奈良県で一番安くお預かりさせていただいているとは言え、おやつに関しては補食という考え方もあるんだよということを今教えていただいたわけでございます。

また担当者によく話をして、適切なるお預かりの金額も含めて、補食等の考え方についてもう一度勉強させていただきたいなというふうに思っておりますし、またそれ以外に学校教育や高齢者への啓蒙、普及という、そういうことをまた私も人に言えるような体というか、しっかりと食育を頑張っていかなければならない立場の人間でございますので、それを推進していけるように、いろいろな立場の中で啓蒙啓発を行っていききたいなというふうに思っております。

さて、ソフト面、ハード面、その中で特に新道の駅等について、そこでの食育という、食と農というところでお話しを聞かれました。その部分に絞ってのお話しをさせていただきたいと思っております。道の駅等に関しましては多面的な側面があると思っておりますけれども、農というところに限ってお話しをさせていただきたいというふうに思います。

葛城市内にはたくさんの農地があるわけでございますけれども、耕作地、その中で一切ここ近年耕作がされていないという、耕作放棄地というものが多数存在をしておるというところがございます。その面積が14ヘクタールあります。葛城市の農家の平均年齢でいいますと、60歳から70歳というところで、1軒あたりの農家が保有しております田んぼの面積も、3反から4反ぐらいという中で、都市近郊型農業で、米作をほとんどのなりわいとしながら兼業農家というのが非常に多い。専業農家は少ない。専業農家では、ほとんど酪農が14、5軒ご

ざいまして、あと菊農家が60軒から70軒ぐらいであります。あと、野菜農家や米農家で専業農家が数軒ある程度でございますけれども、日本の国の根幹であり、また地域の根幹である農業、先ほど川村議員もおっしゃいましたように、地元でとれたものを地元で食べていくことが健康につながっていくということでございますけれども、何よりも農地を守っていかなければならない。農地も災害対策とか景観とかという側面もございますけれども、やはり地元でとれたものを、おいしいものを、安心・安全なものを適切に地元の方々に食べていただくという地産地消というものを進めていくことが必要である。その先にあるものが地産他消であると、地元でとれたものをよその方々に買っていただく、まず地産地消ありきで地産他消になるんだということを、私は高知県に視察に行つて教えていただきました。

日本有数の農業県である高知県というのは、まず地産地消あり、次に地産他消であるということを推進をしておられます。

奈良県というのは、日本全国47都道府県の中で農業生産高が2番目に低い、東京都に次いで低い県でございます、農業の生産高というのはそもそもそんなに高くはないんですけれども、しかし伝統的に守られてきたこの農地、これをしっかりと守りながら次の世代に伝えていかなければならない状況にあるということは、これは論を待たないわけでございます。どうすれば、60代、70代の方々の後継者を作り出すことができるのかといえ、やはり魅力ある農業というものを創出していかなければならないということが考えられます。

1つには、今までの農業というのは間にJAがあったりとか卸であったりメーカーが直接牛乳の買いつけに来られたりとか、消費者を意識しなかった、卸して生産したものの対価をいただくというような生産をずっと続けてこられたという現状がございまして、やはり消費者を意識して、どのようなものが好まれるのかとか、どのようなものをつくってあげれば喜んで食べていただけるんだ、おいしく食べていただけるんだという視点、観点というのをしっかりと意識をした生産というものを考えていかなければならないというふうに思いますし、間に入るところをなくして出口をつくって、自分たちがつくったものを適切なる価格で販売をしてもらえるところをつくっていく、またそのものを、一次品をそのまま出すだけではなく、加工して加工食品として出していく、牛乳であればチーズにするとかソフトクリームにするとかケーキにするとか、さまざまな加工品というものが考えられますけれども、加工する中で付加価値がつきまして、買っていただける金額も上がっていくという形になります。やはり、そこに工夫をしていくということを加えて、農家の方々に今までおいしいものを生産して農協や市場に卸すだけではなく、自分たちの手から買ってもらうものをつくってもらえるという意識をつけながら、おいしいものをつくっていく。

そういう場所をつくってこうということ、今考えておりますし、また、新しくつくります道の駅と給食センターとが非常に近い位置にございますので、給食センターへの食料の供給もやりやすいように考えていきたいなというふうに思います。

どれだけ安定的に確保できるかというのは、これからの検討の中に入ってくると思っておりますけれども、そういうふうにしていきたい。また、食の安心・安全ということで、どこでとれたものなのか、生産者が誰なのかというトレーサビリティ、そこもしっかりとわかるように

して、安心しておいしく食べてもらえるものをつくっていく、そのことで農家の方々が生産をしていきやすい、また少しでも手取りがふえていくような関係をつくっていく。

それで、私は血がつながっている方だけが後継者ではないと思いますので、農家に参入してきたという若者を受け入れられる素地をつくっていく。IターンやUターン、それを今余っている、余っているという言い方をすればあれですけども、耕作放棄地になっている農地や、また空き家になっているところもございますので、そういうところに入ってもらって、食を担っていかうという人たちを受け入れていけるような体制も、公社的なものもその中に設けてやりとりをしていけるようにしていきたいなというふうに思っています。後継者がやりたいと思えるような農業、農地、それをどういうふうにして残していくのか。道の駅というのを推進をしていきながら取り組んでまいりたいし、考えてまいりたいというふうに思います。

いつやるのかといえば、私は市長になったときに、いろいろな方に言われました。「市長、農業のことなんて後でもええやないか」という話をされましたけれども、今、60代70代になっておられる高齢者の方々が一番の担い手になっておられる。これを継承できる間に取り組んでいかなければ間に合わないという、本当に焦燥感というか、今やらなければならないという思いで今この農業の再生、葛城市の農業の再生というものに取り組ませていただき、この食育の推進の一助となれるように努力をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ぜひいろいろなアイディアを出していただきながら、ご協力賜れば幸いです。

西川議長 川村君。

川村議員 市長、ありがとうございます。まさしく崩壊寸前にもう歯どめをかけていくという、この時期に来たと、私もそう思っていますし、市長もその意識を持っていただいているということも、大変私も安心いたしました。

将来、食育というものは決してすぐに結果が出るものではないんですが、市民を豊かな気持ちにさせて推進していくということは、本当にそういった形でやっていただかなければならないと思っております。

平成34年度の最終評価まで、効果的な取り組みをしていただいで推進して行ってほしいと思います。仮称新道の駅も、その推進の大いなる基地として、よい成果を上げられることを期待して、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

西川議長 これで、川村優子君の発言を終結いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 午後0時05分

再 開 午後2時00分

朝岡副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長所用のため、私がかわって議長の職務を行います。よろしく願いいたします。

次に、1番、吉武昭博君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

1番、吉武昭博君。

吉武議員 皆さん、こんにちは、吉武昭博でございます。ただいま議長よりお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきたいと思っております。お昼一番で心地よい時間ですけども、よろしくお願いたします。

私からは新道の駅について質問させていただきたいと思っております。これより先は質問席にて質問させていただきます。

朝岡副議長 吉武君。

吉武議員 それでは、お伺いさせていただきたいと思っております。

現在、太田に新道の駅が計画され、事業が進められていますが、そもそも新しい道の駅をつくる目的は何か、お答えください。

朝岡副議長 産業観光部長。

河合産業観光部長 ただいまの吉武議員のご質問にお答えいたしたいと思っております。目的ということでございます。道の駅の整備事業につきましては、新市建設計画におきまして南阪奈道路のインターチェンジ周辺の好条件を利用し、自然環境と調和を図りながら商工業、農業の振興、活性化を目指し、地域産業や地域住民と連携、協力し、官民一体で地域の活性化を推進するため、新たにその拠点施設の整備を行いますとされておるところでございます。これを実現するための事業手法として整備を進めるものでございます。

以上でございます。

朝岡副議長 吉武君。

吉武議員 ありがとうございます。

意向調査とありましたが、意向調査の内容の詳細を教えてください。

朝岡副議長 産業観光部長。

河合産業観光部長 ただいまの意向調査のことについてでございます。平成24年に行いました（仮称）道の駅かつらぎ建設にかかわります出品、出店の意向調査でございます。これにつきましては、農産物及び加工品等の出品の参加意向についての問いを設けておったところがございます。

回答総数につきましては492名の方の中で、出品に参加したいという意向のある方が192名、状況を見て出品を検討したいという方が70名となっておるところでございます。あわせて262名の方が道の駅への出品を検討されているという結果が出ておるところでございます。

また、特産物及び飲食物の販売ブースにおきましての出店の意向の問いもありました。これにつきましては、ぜひ出店したいと回答された方が173名、状況を見て出店を検討したいと回答された方が71名おいでになりまして、あわせて244名の方が特産物及び飲食物の販売ブースにおきまして出店を希望されているという結果が出ておるところでございます。

これらのことから、道の駅に対しましての市民の関心は高く、地域の活性化のための新しい拠点施設としての大きな期待を受けているものと考えておるところでございます。

以上でございます。

朝岡副議長 吉武君。

吉武議員 ただいま答弁いただきました内容の意向調査だと、あくまで道の駅ができることを前提と

した意向調査であると思いますが、そもそも道の駅が必要かどうかの調査、ニーズ調査はされているのでしょうか。

朝岡副議長 産業観光部長。

河合産業観光部長 道の駅の意向調査につきましては、先ほど答弁をさせていただいたところであったわけでございます。その後のニーズ調査につきましては、先の1回のみでございまして、その後のニーズ調査は行っておらないということでございます。

以上でございます。

朝岡副議長 吉武君。

吉武議員 それでは、道の駅というのは市民の要望があってつくられるものではないということですね。その目的、最初おっしゃっていただきましたけれども、その目的も市民の要望ではないということは、市が独自に目的を定めたものだということですか。

朝岡副議長 産業観光部長。

河合産業観光部長 ただいまのご質問でございます。平成18年3月に策定をいたしました山麓地域整備基本計画では、地域産業振興ゾーンとして、また都市計画マスタープランにおきましても山麓地域の整備として、南阪奈道路葛城インターチェンジ付近におきまして、地域産業振興の拠点となる地場産業拠点施設の整備に取り組ましますとされておるところでございます。新市建設計画を含む市の計画には合致をいたしておるところでございまして、市が策定した計画ですので、道の駅につきましてはこれらの計画の達成の1つの事業手法として取り入れ、事業を進めているというものでございます。

以上でございます。

朝岡副議長 吉武君。

吉武議員 今のご答弁、ありがとうございます。

市が独自に定めた目的ということはわかったんですけども、新道の駅をつくることで、市の定められた目的はどのように達成されていくのでしょうか。目的達成までのプロセスを教えてください。

朝岡副議長 産業観光部長。

河合産業観光部長 目的達成までのプロセスということでございます。現在、市の農業情勢は、農業意欲の低迷とそれに伴う担い手不足、さらには農業従事者の高齢化などによりまして、農業生産に対する意欲が減退していることが問題となっているところでございます。道の駅に農産物直売所及び加工所が設置されることで、農業に関心を寄せる新たな生産者の担い手の確保ができ、また、これまで自己消費分としてしか生産されていなかった農家におきましても、販売店が近くにできることで生産に対する意欲の増加、ひいては農業従事者の高齢化に伴う遊休農地の解消にもつながることが想定をされるところでございます。

さらに、農産物直売所、加工所、特産物及び飲食物の販売ブースともに、製造の拡大に伴う新規雇用の確保も期待をされるところでございまして、地域の活性化の観点におきましても大きな効果があるものと考えておるところでございます。

朝岡副議長 吉武君。

吉武議員 葛城市には、今1つの道の駅、當麻の家があるわけですが、もともとの建設までの過程や目的は少し違うと思うんですけども、同じ道の駅である當麻の家ではそのような効果は出ているのでしょうか。

朝岡副議長 産業観光部長。

河合産業観光部長 當麻の家の状況についてということでございます。當麻の家につきましては、平成7年に農事組合法人當麻の家という形で設置をされておまして、平成21年に株式会社に組織の変更をされておるところでございます。平成24年におきまして、約18万2,000の方が商品の購入をされておられまして、農産物直売における売上高は6,174万円となっております。なお、農産物の出荷者につきましては、農事組合法人の最終年度で約35名であったものに対しまして、平成24年度では45名ということで、増加をいたしておるところでございます。

以上でございます。

朝岡副議長 吉武君。

吉武議員 ありがとうございます。

では、先ほど目的達成までのプロセスで、道の駅ができることによって、農業生産への意欲の高まりや、遊休農地の解消につながるとおっしゃられましたが、10年、20年後を想定したときに、将来的に確実に人口が減少することが予想されていますが、それを見越してもそのような効果は得られるとお考えなのでしょうか。

朝岡副議長 産業観光部長。

河合産業観光部長 10年、20年後を想定されているのかということでございます。長期にわたります経営分析というものにつきましては、今現在まだ行っておらないわけでございますけども、現在運営計画を策定する中におきまして、中期の事業計画、中期の収支計画という形で5カ年度のものを作成をいたしておる段階ということでございます。

以上でございます。

朝岡副議長 吉武君。

吉武議員 ただいまの答弁で、5カ年の中期計画を今作成中というふうにおっしゃったんですけども、つまり長期計画、10年、20年後は考えていないということですね。さらに、5カ年計画も作成中ということは、でき上がっていないということであれば、先ほどおっしゃっていただいた目的の達成には、かなりの不確実性があることが予想されます。そのことについて、どのような見解をお持ちでしょうか。

朝岡副議長 産業観光部長。

河合産業観光部長 運営計画等につきましても、経営分析等については今現在のところそういう形の中で作成をしている最中ということになっておるところでございますが、この目的地自身につきましては確実に策定されるのかということでございます。ハード面、またソフト面にわたります事業の進捗につきましては、しっかりと図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

朝岡副議長 吉武君。

吉武議員 わかりました。ありがとうございます。

それでは、次に、計画ができ上がっていない以上、あくまでこうなればいいなという想定になると思うんですけども、道の駅ができると誰にどのような恩恵やメリットがあるのでしょうか。お答えください。

朝岡副議長 産業観光部長。

河合産業観光部長 誰にメリットがあるのかということの問いでございます。南阪奈道路沿いにおけます道の駅ということでございます。葛城市また奈良県の中南和の玄関口に位置するわけでございます。道の駅の機能である情報発信基地として重要視される、観光を初めといたしましての葛城市の情報の発信基地となり得るものでございます。また、これによりまして、県内外に葛城市の魅力を発信することができるわけでございます。道の駅を整備することで災害等の防災面での拠点施設としての位置づけともなり、市にとっては大きなメリットのあるものと考えておるところでございます。

以上でございます。

朝岡副議長 吉武君。

吉武議員 今、答弁の中にありました、葛城市の魅力とは何か、具体的にお答えください。

朝岡副議長 産業観光部長。

河合産業観光部長 葛城市の魅力ということでございます。道の駅につきましては、高速道路のサービスエリア、あるいはパーキングエリアと同様に、テレビ、雑誌等のマスメディアにとり上げられることが多いわけでございます。これらの媒体を利用いたしまして、當麻寺を初め豊かな観光資源を持つ葛城市を知っていただくということが大事であるわけでございます。ひいては、それが観光客の誘致につながるということを考えておるところでございます。

以上でございます。

朝岡副議長 吉武君。

吉武議員 ありがとうございます。

では、先ほどのメリットの答弁について、もう一度お伺いしたいのですけども、先ほどの答弁では市や農業をされている方や商工業関係者の方のメリットしかおっしゃっていただけなかったのですが、私を含めたほかの一市民にはどのようなメリットがあるでしょうか。お答えください。

朝岡副議長 産業観光部長。

河合産業観光部長 市としてのメリットにつきましては、先ほどご答弁申し上げたとおりでございます。

一市民に対してのメリットということでございます。道の駅の中に農産物の直売所が設置されるということでございます。そのことによりまして、新鮮な農産物を販売、購入することができるわけでございます。また、道の駅西側に整備を予定されております公園部分等につきましても、市民の交流の場として利用していただくこともできるわけでございます。

さらに、農業、商工業の活性化によりまして、個人所得の向上、税収の増額が見込まれる

ことが予想されるわけでございまして、それが市民全体への還元を図ることができるということを考えておるところでございます。

以上でございます。

朝岡副議長 吉武君。

吉武議員 ありがとうございます。

今までの質問では、目的やメリットといった新道の駅のプラス面についてお伺いしてきたんですけども、やはりいいこともあれば悪いこともあるというのが常だと思んですけども、18億円もの資金、税金を投入する以上、できる限りリスクは小さくリターンは大きくしないといけないと思います。新道の駅では、例えば経営が十分にいかなく赤字になる経営のリスクや、太田南、中戸交差点附近が混雑して渋滞してしまうような交通のリスク、西側の山の斜面や違法に盛られている土など、あと、ボーリング調査によつての地盤のリスクなどなどが考えられると、現在見えている部分があると思んですけども、その辺の対処はどのようにするつもりでしょうか。お答えください。

朝岡副議長 産業観光部長。

河合産業観光部長 ただいまのご質問でございます。経営のリスクということがまずあるわけでございます。これにつきましては、経営面におきまして、黒字とならなかった場合についてのリスクマネジメントにつきましては、今後、運営組織と協議検討をいたしまして、健全な経営ができるように努めてまいりたいと考えておるところでございます。

また、交通面の渋滞に関してのことでございます。これにつきましては、太田南交差点の渋滞対策につきましては、関係機関との協議を行い、緊急車両の通行にも配慮いたしまして、渋滞対策に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

また、土砂災害等に関しての地理的な件についてでございます。違法盛り土の件につきましては、早期解決に向けた今後の対策を検討するため、昨年4月23日に県と葛城市で、葛城市寺口地区等砂防指定地対策検討協議会を設置をさせていただいたところでございます。現在までに計5回の協議会が開催をされておるところでございます。県と対策の方向性を確認するまでに至っておるところでございます。今後は、県と確認をしている対策の推進を引き続き図ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

朝岡副議長 吉武君。

吉武議員 ありがとうございます。

現在、予算は18億円とされていますけれども、今おっしゃっていただいたこれらのリスクに対処するとなると、予算が膨らむ可能性も十分にあり得るのではないかと思んですけども、その辺のお考えをお答えください。

朝岡副議長 都市整備部長。

矢間都市整備部長 予算の件につきましてでございます。予算につきましては、今後、施設計画等の検討を進めていきますが、コスト縮減にも努めながら事業を推進してまいりたいというふうに思います。

以上です。

朝岡副議長 吉武君。

吉武議員 ありがとうございます。

次に、今までお伺いしてきたところだと、まだ計画ができ上がっていないという段階ではあるんですけども、新道の駅の事業に関しては、計画はいまだでき上がっていないということなんですけども、そしてメリットはあくまで予想の範疇であり、リスクに対しても確実に対処ができるかどうか、それも検討中であるというような状況であるということがお伺いできました。

しかし、そのような状況でも、今、実際に用地買収が進められているという状況だとお伺いしています。旅行で例えるならば、日数や行く場所がわからないのにスーツケースを買っているようなものだと思います。普通、旅行に行くとき、私はそんなことはしません。多くの人もそんなことはされないと思います。先に予定を決めて、買い物をするというのが普通ではないのかと考えるんですけども、先に買わないといけない、何か急がなければならない理由はあるのでしょうか。お答えください。

朝岡副議長 産業観光部長。

河合産業観光部長 急ぐ理由ということでございます。道の駅につきましては、根源を新市建設計画というものになっておるところでございます。新市建設計画の期限の合併により10年以内に完成する必要があるわけでございます。したがって、当市の期限でございます平成26年度末までに完成する必要があるということになるわけでございます。

新市の建設計画事業で適用される合併特例債は、法改正によりまして5カ年の延長が決定をいたしておるところでございますが、この法改正のみで事業の延長が認められるものではないわけございまして、新市の建設計画の期間延長の変更計画を策定をいたしまして、計画変更にかかります議会の議決をいただく必要があるわけでございます。従いまして、現在のところ期限が平成26年度末となっておりますので、期限までの完成を目指しているということでございます。

朝岡副議長 吉武君。

吉武議員 ありがとうございます。

では、合併特例債は5年延長した、そして新市建設計画の延長や変更も議会の議決があればできるということですか。

朝岡副議長 産業観光部長。

河合産業観光部長 新市建設計画の変更はできるのかというお問い合わせでございます。平成23年12月議会におきまして事業内容の一部を変更いたしまして、新市建設計画を議決をいただいております。この建設計画の期限変更にかかわりましては、議会の議決をいただくことで変更ができるものであるということでございます。

以上でございます。

朝岡副議長 吉武君。

吉武議員 ありがとうございます。

では、次に、先ほどから少し出てきた合併特例債についてお伺いさせていただきたいのですが、合併特例債というのは国からの有利な補助金というふうな考えでいいのかなと思うんですけども、そもそもの使用の趣旨、この趣旨というのは、合併のために必要不可欠な事業を行うものに対して使われるべき特例債だと思うんです。そして、もともと市町村合併の目的というのも、合併によって行政をスリム化して将来の歳入の減少に備えることが目的であったはずであるんですけども、そう考えると、新道の駅はスリム化とは逆方向で、本来の趣旨とは違うように思われるのですが、そちらの見解をお答えください。

朝岡副議長 総務部長。

山本総務部長 総務部の山本でございます。よろしくお願いたします。

ただいまの議員からのご質問でございます。本市においては平成16年度の合併以降、これまで本市が合併特例債を活用して取り組んできました事業の重きは、経年的に進めてまいりました小・中学校の地震補強改修事業、また磐城第二保育所建設事業にありますように旧両町における均衡ある施設の整備といった面で、合併に資すると位置づけられたものでございます。

合併のスケールメリットはスリム化にあるのも当然のことでございます。しかし、本市の合併に至っては、負担は低くサービスは高くといったスタンスの中で行政が進められてきたわけでございます。是が非でもスリム化を図るのが合併の目的、使命ではないかとも考えるところでございます。

ご質問いただいております新道の駅の事業につきましては、合併に資するといった面から見れば、旧新庄町、旧當麻町両住民に大きな恩恵をもたらすものと考えられるわけでございます。旧両町民が知恵を出し合った中での新たな企業面での活性化、またそこから生まれる雇用の新たな創出、忘れ去られていた地域の特産物の掘り起こし、その延長線上でのブランド商品の開発、そして地産地消といった地域を取り巻く農畜産物のマーケットサイクルの創出など、この新道の駅の事業から生み出されるエネルギー、また旧両町民の世代間を超えた交流など、多くの分野での地域の活性化が図られ、新市としての一体性の高揚、加えて本市を訪れられた人々への観光面でのPR、集客など、まさに国が示す合併に資する事業であると認識いたしておるところでございます。

ご心配いただいております、合併特例債活用の事業としていかなるものかといった面におきましては、ただいま申し上げましたように、本事業につきましてはまさに合併に資する事業であると、合併特例債の活用、またその恩典を大いに生かして進めていくべき事業であると認識いたしておるところでございます。

以上でございます。

朝岡副議長 吉武君。

吉武議員 ありがとうございます。

さまざまな質問をさせていただいたんですけども、最後に市長にお伺いさせていただきたいと思います。

今までの質問や答弁を総括すると、現在道の駅は、まずそもそものニーズ調査ができてな

い。中期計画もできていない。長期計画は全く考えられていない。普通に考えると、まだ実行に移るといえるか、用地買収などを進めるには時期尚早のような気がするのですが、合併特例債が延長になり、議会の議決があれば計画も変更が可能であるという状況で、特に急ぐ理由もなくなったかとは思われます。

事業を一旦休止して、ニーズ調査を行い、見直しや検討をされようとはお考えでしょうか。お答えください。

朝岡副議長 市長。

山下市長 今、いろいろと質問をしていただきました。非常に残念なのは、事業に対して住民のニーズを聞かないと市ができないと思っていらっしゃるところに対して、私は非常に残念な思いをいたしております。

行政の仕事というのは、現在の市民に対して、また将来の市民に対していろいろな責任を果たしていかなければならないということがあるわけでございます。市民全体のニーズを考えてということを行いますけれども、例えば本を読まない人にとりましては図書館なんていうのは要らないわけです。その施設を活用しない人にとってはその施設というものは要らないものですから、その人たちを対象にして話を聞くと、何でそんなもの建てるんですかと、そういうことをやる必要があるんですかという話になります。また、歴史博物館のように、葛城市の先人たちが築いてきていただいたものを残していくこと、次世代に引き継いでいくような事業であっても、何も生み出しはしません。そこでは、お金も生み出さない。しかし、先輩たちがどのようなことをやってきたのかということをしかりと後世に引き継いでいき、またそれをどうやって文化的にまた歴史的に生かしていくのかということを考えてやること、私は行政の仕事の一端であるというふうにも思います。今、目の前にあることだけを捉えて、それが要るか要らないのかという形で、私たちは仕事をしているのではないということをご認識をしていただきたいというふうに思っております。

さて、行政の果たすべき役割というのは、先ほど申し上げましたように、住民の皆さんがこのまちに住んで幸せだなという状況をつくり出していく、創出をしていくために、我々は仕事をさせていただいております。そのために必要だと思われるような手立てをさまざまな形で講じていくこと、それでいろいろな事業というものを考えていきます。老朽化した施設に対しては、建替えをしていかなければならない。これは誰が考えたってわかる話でございます。葛城市でいいますと、新クリーンセンターの建設や、また幼稚園の建替え、保育所の建替え、給食センターの建替えといったものがこの事業に当たりますけれども、誰が担当してもこの仕事というのはいかなければならないし、建替えニーズといえるか需要がございますから、その建替えをしていかなければならない。また、葛城市が発展をしていこうと思うと、やはり住民をふやしていくとか、葛城市に住みたいと思われる方をふやしていく。また、今住んでおられる方々に対しても、自然豊かでおいしいものがたくさん食べられる、また環境がいい、学校の環境がいい、またいろいろな形で恩恵を受けられるというようなサービスを創出をして、その仕事をしていかなければならないということを考えていかなければなりませんけれども、さて、どうやって住民をふやしていくのかということをしかりと

考えていかなければならないというふうに思います。

企業をふやせばいいじゃないかということをよくいろいろな方がおっしゃいますけれども、もちろんその努力はいたしておりますけれども、なかなか一朝一夕に企業に来ていただけるような状況にはならない。しかし、それを座して待っているわけではなく、駅前の開発をしたり、またたくさんの方々に葛城市に訪れていただく機会をつくっていくこと、観光に携わる新しい観光業というものをつくっていくこと。そこで、地元でとれた農産物を売っていく、地産地消、先ほど午前中でも議論がありましたように、そういったものをつくり上げていくことによって、今現在でも山麓地域では、先ほど朝は14ヘクタールあると言いました耕作放棄地の中で、確実に1ヘクタールは桑の木を植えられて、その中でたくさんの方々、何十人という方々がそれで新しいものをつくっていきこうと、これをまた、たくさんの方々に買っていただくということで動いておられます。すぐお金になるわけではございませんけれども、でも少しでも働いて、そして幾ばくかの収入にしていければという形で動いておられることも確かですし、新しい雇用の創出ということもあるわけでございます。その経営が成り立つのか成り立たないのか、大きなファクターではあります。重要な要素ではありますけれども、それだけではない。葛城市の将来ということを考えてときに、食育という話がありました。新しい農業の集積地という考え方もありますし、地産地消、子どもたちに健全なおいしい野菜を届けていくという考え方もあります。また、観光の集積地という考え方もあるわけです。

そういうものを、では誰が考えてやっていくのか。市民のニーズだけを捉えて、それだけでできるのかといえ、いろいろな方々は農業が出荷できる場所が欲しいとか、いろいろなお話しをいただきます。でもそれを総合的にできる場所としてこれを創出してやっていきこう、合併特例債という有利な事業ができる間に、やっていきたいということで、今進めているわけですし、先ほど言いましたように、農業に携わっておられる方々というのは60代から70代。農家を担っていただいている方々というのがどんどん減少してきているのは、間違いのない事実でございます。今14ヘクタールと言いましたけれども、その予備軍になっている土地がどれくらいあるか、それをでは誰がどうやって担っていくのかということを早期に考えて対処していかなければならない。その責任は誰が果たしていくんだという、皆さんから選んでいただいている山下市長として仕事をさせていただかなければならない。誰かが「今こんなことを取り組んでる場合じゃないよ」と言われても、必要だと信じて今仕事をさせていただいているわけでございます。

ですから、この事業、これを必要かどうかということを決めていくのは、市民の皆さんから選ばれた議会議員の皆さん方でございますけれども、今まで私が提案をした内容について必要だという判断をしていただいたので、今まで事業をさせていただいています。私が勝手にこの仕事をしているわけではないということをご理解をいただきたいと思います。今まで、この間までは18人の議員でございましたけれども、18人の市民から選ばれた議員の中でこの事業が必要だという判断をしていただいたから、私はこの仕事をさせていただいているということでございますので、そのあたりご理解をいただければというふうに思っております。

朝岡副議長 吉武君。

吉武議員 ありがとうございます。

確かにニーズ調査がなければ事業ができないということはないとおっしゃられた意味はよくわかりました。しかし、例えば図書館の例を上げられていましたけども、図書館を建てる、例えば本を読まない人にとっては必要はないかもしれないですけども、市民の皆さんの多くの納得が得られると思います。使わない人でも、図書館であれば建ててもよいのではないかとこの納得が得られると思います。

僕は、勘違いされたくないんですけど、全く道の駅がだめだし、しなくていいと言っているものではないです。急ぐ理由もなくなったということで、よりいいものを考えることができるのではないかとこのふうなことで、計画を再度見つめなおす必要があるのではないかとこのふうにご提案させていただいています。今現状であると、計画が定まっていなく、18億円ということで、多くの市民の皆さんが納得できる状態ではないのではないかとこのふうにご考えるので、そちらの調査を行っていただけたらなと思います。

あと、例えば今回、18億円という予算ですけども、例えば市長が100億円の予算なら市長はこの事業を進められますか。お答えください。

朝岡副議長 市長。

山下市長 よくわからない質問をいただきましたけれども、18億円やったら考えて100億円やったらやりますかとか、それは、全くナンセンスだと思います。

この18億円のうち、国からいただきます補助金が約8億円、残り10億円に対して、先ほど部長が申しあげましたように、合併特例債を適用させていただきますので、95%、約9億5,000万円を起債させていただきます。当初、市が用意をしなければならないお金というのは5,000万円。残り9億5,000万円、起債というのは借金でございますけれども、この借金のうち70%は国の方から返していただくお金になりますから、残り15年間で大体2,000万円ずつのお金を返させていただいて、総トータルで葛城市の出していくべきお金というものは3億円程度になろうかなというふうにご考えております。毎年の負担額というのは大体2,000万円ずつさせていただきます。

先ほど100億円やったらやるのかということですけども、葛城市の財政状況の中で私たちは考えてますから、その中で間尺に合わないものは手をつけませんし、そもそもそういう事業をやるなんていうことは考えないわけでございますけれども、ただ、今申しあげましたように、市からの実質的な真水の負担が3億円程度で済むということで、しかも15年ぐらいでその3億円のお金を払っていくという形になりますので、これだったら住民の皆さんのニーズに答えていける、生産者も、またそこで買っていただく方にとっても、また観光地として使っていただくためにもなるんじゃないかなということです。

よく、その残りのお金、それも借金は借金じゃないかというお話しをされますけれども、先ほど言いましたように、8億円は補助金でこれはいただくお金、これも税金は税金ですけども、さて私たちが現在使っている道も、またいろいろな施設も先輩たちがいろいろな形で無理をしたり計画を練っていただいて使わせていただいています。クリーンセンター等に関

してもそうですけれども、あえてその世代だけで背負うのではなくて、後世、次の世代、その次の世代も含めてその借金を等しく背負っていくことで、分担を軽くしていくという考え方があります。1つの建物を建てる。例えば10億円、100億円のものであったって、それをそのときだけに返していくのではなくて、その施設や道路というのは次の世代も使うしその次の世代も使う。だからあえて借金という形にして、みんなで押し並べて分担をしていきましょうという考え方もあるわけです。借金があるから悪いというわけではなく、そういう考え方もあるんだということをご認識をいただきたいと思います。

100億円だとそういう事業というのは取り組まないということと、いろいろと考えて成り立つのであればやって行きますけれども。それと、吉武議員がいろいろとアイデアがあれば、ぜひいろいろとご提案をいただいて、この道の駅等に関していろいろと提案をして、こういうふうにやっていけばいいんじゃないかというような積極的な前向きな話で、ぜひ議論に参加をしていただきたいというふうに考えております。

朝岡副議長 吉武君。

吉武議員 100億円は身の丈に合わないということは、18億円は身の丈に合っているということだと思うんですけども、その18億円が身の丈に合っているかどうかの判断は、そこは18億円使って市民が納得できるかどうかというところにかかわってくるのではないかなと思うんです。合併特例債、市の持ち出し、僕が未熟なのでよくわかりませんが、両方市民の皆さんが納めている地方税と国税にはかわりはないと思うので、結局税金を18億円使うという考えを市民の皆さんは持っておられると思います。自分のお金、もし市長が、例えば僕が市長に、市長がきっと喜ぶものを買ってくるので貯金の半分僕に託してくださいと言ったら、市長はぼくにお金を託してくれますか。お答えください。

朝岡副議長 市長。

山下市長 先ほどから質問の意図がよくわからないので。18億円だから身の丈に合っているとか合っていないとか、100億円だから身の丈に合っているとか合っていないではなくて、葛城市の財政状況の中で、どれだけのことを葛城市民のために、今の葛城市民のために、また後世の葛城市民のために、最少の経費で最大の効果を得られる方法を模索をして仕事をするのが、私の役目でございます。私が出してきた案を、適当かどうかということを議論していただく場がこの場でありまして、それを審議をして可決、成立したならば、適当であるという判断をいただいたというふうに私は考えております。

先ほど、18億円という税金を使うことに市民が不安を覚えているというふうにおっしゃいましたけれども、この間チラシの中で出てました18億円というお金だけが出てまして、市の負担分である3億円という数字はどこにも出ておりませんでしたので、やはりこのところをしっかりと示して市民に示していくことで、市民の不安というのを解消していくべく私らは努力をしていかなければならない、そのような誤解を生んでいるのだなと認識をいたしましたので、大きな意味で18億円というのは国民の税金で使われてやってまいりますけれども、葛城市の市民の負担というのは3億円でこの事業をさせていただくんですよということを、やっていかなければならないという認識に至ったということで、これから努力をしてま

いりたいというふうに思っております。

朝岡副議長 吉武君。

吉武議員 最後の僕が聞いた、きっと市長が喜んでくれるプレゼントを買ってくるので、貯金を僕に半分託してくださいと言ったとき、仮の話なので例としてですけれども、託していただけるのでしょうか。

それは、人のお金、人にお金を託すということがどれだけ不安かということなんですけど、むしろ大きいお金だと人に託すというのは、もし計画ができていたら、例えば定期預金で2%のところを預けるなら預けられると思いますけれども、どうなるかわからないところに大きなお金を預けるというのは、やっぱりかなりの不安があるのではないかと思います。

市長がおっしゃるように、最小限の資金を使って最大限のリターンを得るとおっしゃっていたんですけれども、このまま進めて市民の皆さんが納得すると市長はお考えですか。

朝岡副議長 市長。

山下市長 最小限の投資で最大限のリターンではなくて効果ですから、そのあたりはお金が市民の中にどれだけいくかということだけではないということです。行政が預かっている政策というのは、そこで道の駅で出品をされる方、店を出される方、その方だけがもうかるとかということを考えるのではないということです。先ほど図書館というお話もしましたけれども、そこを使ってどれだけのことをやっていくことができるのかということをしかりと考えて、まだ全部お示しはできていないということは私の不徳のいたすところであろうかと思えますけれども、しかし、耕作放棄地の問題、後継者の問題、また農業生産者の問題、また商工業の問題、観光の問題、新しい職を得ていただくという問題、ジョブトレーニング等の問題、またいろいろな問題が、この道の駅を建設をする中で、また運営をしていくという中で取り組んでいけるということを私は確信をいたしております。ですから、住民の皆さんに今まできちっと説明をしてこられなかった部分というのを納得してもらえるようにお話しをさせていただきながら、丁寧に説明をして、また議会議員皆さんにご理解を得ながら進めていこうというふうに思っております。

朝岡副議長 吉武君。

吉武議員 ではこのまま進めていくということなんですけれども、確信があると、納得していただける自信があるとおっしゃっていただいたので、さておけばご提案として市民の皆様にも再度アンケート調査のようなものをされることを強く望みます。いかがでしょうか。

朝岡副議長 市長。

山下市長 ご提案としては受けとめますけれども、そのようなことをやるということは今現在のところ考えておりません。住民の皆さん方に広く意見を聞いていくということはさせていただきましても、先ほど言いましたように、必要でないと思う方にとっては必要でない施設というのはあるわけがございますから、それが何%を超えたからこれが必要なのか必要でないのかということ判断する基準というのはどこにも存在をしております。ですから、私は住民の皆さん方の声をできるだけ拾い集めて、それを進めていけるように努力をしていきたいというふうに思っていますし、これは私の思いつきだけで仕事をしているわけではありません。

るので、先ほど答弁をいたしましたように、平成18年の山麓地域総合整備計画の中にも、ここにはゲートタワーをつくるということが記されてあります。先輩たちもこの場所で商工業の集積地をつくるということを明記をして、そしてそれを私が引き継いでいる。ただ、道の駅という手法を使ってやっているだけだということですから、そのあたり、いろいろな先輩方が、私の前の市長であったりとか、その前から計画をつくっておられて、そのあたりを農工商の集積地にしていくんだという計画が現に、住民の皆さんとか市会議員の皆さんにお示しをさせていただいて、進めさせていただいているものがございますから、ただ道の駅という名前、手法に変わっているだけの話でございますので、ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

朝岡副議長 吉武君。

吉武議員 わかりました。ではこのまま、特にアンケート調査やニーズ調査、住民が納得できるかということとは行わず、計画が不十分なまま進めるということですね。わかりました。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

朝岡副議長 これで、吉武昭博君の発言を終結いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 午後2時49分

再 開 午後3時00分

朝岡副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、11番、阿古和彦君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

11番、阿古和彦君。

阿古議員 議長の許可を得まして、私の一般質問をさせていただきます。私の一般質問は、地球環境にやさしい葛城市を目指してパート11になります。詳細につきましては、質問席よりさせていただきます。

朝岡副議長 阿古君。

阿古議員 地球温暖化対策を話し合う第19回国連気候変動枠組条約締結国会議、COP19は、ポーランドのワルシャワで11月11日から11月23日まで開催されました。COP19では、2013年3月31日に、第1約束期間が終了した京都議定書にかわる2020年以降の新たな枠組みづくりについて議論されたのですが、その中で話題に上がったのが、その1つにフィリピンで12月7日時点で死者5,996人、負傷者2万7,022人、行方不明者1,779人、被災者数1,200万人以上、121万戸の家屋に倒壊などの被害を与えた台風30号、これはカテゴリー5に値するそうですが、最大瞬間風速90メートルと観測史上例を見ないスーパータイフーンですが、地球温暖化に伴い海水温上昇により、ごく近い将来に日本近海での発生の可能性も懸念される状況にあります。

さて、地球環境にやさしい自治体葛城市を目指しては、今回で11回目になります。1度目が平成19年12月議会において、「温室効果ガスの濃度の増加により、地球の温暖化問題は予想される影響の大きさ、深刻さから見て、人類の生存基盤にかかわる最も重要な問題です。異常気象の頻発、気象システムの急激な転換といった影響のみならず、生態系への影響に加

え、数億人規模の水不足の一層の悪化、農業への大飢饉による食料不足、災害の激化など、気象の大規模化によりさまざまな悪影響が複合的に生じる可能性が考えられます。次世代に安全な地球環境を残すためにも、葛城市として早急にできることから取り組んでいただきたい。」、そのときの提言では、国のエネルギー対策特別会計による補助金の補助事業の利用や、葛城市にシャープの太陽光パネル生産工場があることの大切さと、環境にやさしい葛城市ブランドの構築等の提言をさせていただきました。そして、近い将来に葛城市を空から見たときに、太陽光パネルで一面が葛城市が光り輝く日が来ることを願い、夢に見ていますと申しました。

2度目が平成20年6月議会において、NEDO、新エネルギー・産業技術総合開発機構の100%助成事業である地域新エネルギービジョンの策定事業の申請の遅れについてを問いただしました。

3度目が平成22年3月議会において、葛城市に地域新エネルギービジョン策定事業の報告書ができ上がり、今後の取り組みについて、考え方について質問いたしました。

4度目が平成23年6月議会において、5度目が平成23年9月議会において、本年度の3月議会において10回目をやりましたので、今回が11回目になります。

それ以降、新エネルギーの検討委員会の方で検討されました内容について、まず確認をしたいと思いますので、ご報告をお願いいたします。

朝岡副議長 市民生活部長。

生野市民生活部長 ただいまの阿古議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

平成25年の第1回議会定例会におきまして、パート10として阿古議員より家庭用太陽光発電システム設置補助制度についての一般質問があったわけでございます。その補助制度の確認についてでございますが、これにつきましては、前向きに検討して報告できるよう進めていくとの市長答弁によりまして、5月23日に新エネルギー検討委員会を開催いたしまして、補助金交付要綱等を検討してまいったわけでございます。この要綱につきましては、家庭用太陽光発電システムと家庭用燃料電池コージェネレーションシステムについて協議を行ったわけでございます。

その後、太陽光発電につきましては、9月に国の補助制度が平成26年度から廃止になる予定と奈良県から連絡が入ったわけでございます。よって、この太陽光発電の要綱につきましては、添付書類等に大きな変動ができましたので、現時点におきましては要綱の一部修正の準備を進めているところであります。

以上でございます。

朝岡副議長 阿古君。

阿古議員 ありがとうございます。

いよいよ家庭の太陽光パネルの設置について、補助金が現実味を得たということやと思います。過去においてずっとこれをやってる中で、葛城市というのはいろいろなことを、実は新エネルギーの検討委員会の中で議論してきたんです。その中で、葛城市でメガソーラーをつくりたいであるとか、例えば飯田市の補助システム、当初投資といいますか、個人負担が

ゼロに近い形で太陽光パネルが設置できないかとか、いろいろな検討を重ねてきたんですけど、やはりそれなりに問題がある。その中で、ずっと申し上げてきたのは、まず一歩でいいですから葛城市としてどうするんだという方向性を決めてください。それには、本来補助金制度というのは、そのときも言ったんですけど、僕自身は好きやないんですよ。だって、個人の資産について一定の補助を出すということが、税金の使い道としていいのかといえば決してそうではない。でも、そのエリアが持っている、例えばその自治体が持っている方向性をあらゆる手段として非常に有効やという認識に立って、言い出したころは実は全国でもそんなにいろいろな太陽光パネルの補助制度というのはできてなかったんですけども、もう去年、おとしぐらいになると、全国で半分ぐらいの自治体がそういう制度を持ってる。それがなぜ、今シャープはちょっと大変な状況にありますけど、そういうすばらしい太陽光パネルという工場がある葛城市が、そういう補助金さえ持ってないということについてどうなのかなということで、幾度となく提案させていただいた。それがやっと11回目にしてそういう具体的な方向で検討されているというのは非常にありがたいなと思っております。

多分、今のお話でいうたら来年度の予算ベースの話かなと思うんですけども、もう少し具体的にどれぐらいの検討をされているのか、今おっしゃってる国の補助金というのはJ-P E Cやと思います。1キロワット当たり2万円でしたか、補助金が出るという、それはその設置単価にもよるんですけど、そういう補助金が、もう国の方は一定の方向性を示したから、もうそろそろいいんじゃないかという考え方なんです。それについてまだまだ、これから葛城市はそういう取り組みを進めていかないといけない。

地球温暖化については多分いろいろな意見があると思うんです。台風が非常に大きいであるとか、竜巻が起こるであるとか、冬に爆弾低気圧みたいなのが発生するとか、非常に気候というのが荒々しい、それを大規模化という言い方をどうも学者はするんですけども、そういう傾向が非常に見えてきて、それは共通の認識として、どうも地球が温暖化して海水温があがることによってそういう大きな低気圧ができてしまう、そういう異常気象が人類のこれからの生存には非常に危険なんだというところまで多分来てるんやと思います。せやから、この取り組みがもっと早くあったらいいとは思ったんですけども、まずもうちょっとだけ具体的な、来年度から多分取り組んでいただけたらと思うんですけども、そういう内容にふれることができるのでしたら、もう少しだけ詳しく教えてください。

朝岡副議長 市民生活部長。

生野市民生活部長 先ほどの1回目のときにもご説明申し上げましたように、国の補助金のJ-P E Cにつきましては、来年度より予算上の措置がなくなるというように聞いておるわけでございます。

なお、奈良県におきましては、先着1,000件の1件当たり10万円の補助金を出されているわけございまして、当葛城市といたしましても、以前からのいろいろな議論によりまして、平成26年度より家庭用太陽光発電設備補助金と家庭用燃料電池コージェネレーションシステムの補助を検討いたしておるわけでございまして、先進地、奈良県の中で約9市の方が補助を出しておられるわけでございます。その補助額等も鑑みながら、平成26年度に予算処置を

すべく、今現在、協議検討いたしておるわけでございますので、なお、この予算処置に関しましては、十分にご理解をいただきますようお願いを、この場をお借りして申し上げておきたいと思っております。

以上でございます。

朝岡副議長 阿古君。

阿古議員 ありがとうございます。

それと、実は太陽光パネルだけの話しをやってきたわけではないんです。その中で葛城市として、本当にどうこれからエネルギーというものについて考えていくのがいいのかという、多分そういう議論を何回もしてきたと思っております。それで、例えばNEDOのその100%補助で、地域新エネルギービジョンの作成等の事業の方を作成していただいておりますので、国の方に対しては多分いろいろな補助金ですとか、葛城市が独自の制度をつくった場合に援助してもらえる基盤はできてると思うんです。

それで、たまに車で走ってますと、農地に太陽光パネルが何枚もずらっと並んでるのが、何か所か目につきます。それは、家の陰になって見えなところもありますけども、探すと多分4、5カ所あるのかなと思うぐらい、非常に市民の方の関心というのは高いんやろうと思っております。せやから、そういうようなものについても、これから何か手助けできると思えますか、援助できる体制というのは持っていただきたいと思っておりますけども、メガソーラーとは言いませんけども、そういうパネルが設置されているような現状というのはどのように把握されてるか、もしご存じでしたらお答えください。

朝岡副議長 市民生活部長。

生野市民生活部長 以前からのご質問の中で、メガソーラー発電についても議論を交わさせていただいていたわけですが、まず最初にメガソーラー発電についてでございますが、遊休地等を企業の方から借用して、設備設置を計画しているというような問い合わせ等もあったわけですが、なお借地料等の問題によりまして、実現がしていないのが現状であります。

今後はさまざまなそういう問題点を協議、検討をいたしてまいりたいと考えておるわけでございます。

なお、ただいま質問されました売電目的の発電システムについてでございますが、まず一番大きな発電システムにつきましては、大字藪で980キロワットという非常に大きな発電システムを設置、稼働されているわけございまして、なお、あと、50キロから100キロワットぐらいの発電システムにつきましては、今現在、大字寺口、柿本、笛堂、南花内等々で設置稼働または計画をされているようでございます。

以上であります。

朝岡副議長 阿古君。

阿古議員 ありがとうございます。

やはりそれだけ、売電事業というのはそれなりに、国がいらった制度の中で利益が上がるからという形で設置されているのが実情やと思っております。せやけども、だんだん見えてきますと、

買取単価も安くなっていく、そういう中でさらにこの方向性というのは僕は必要やろうなと思います。異常気象が必ずしも温暖化だけとは言えないのかもわからないけども、1人1人の取り組みが多分できてこない、解決はしないと思います。

そういう意味において、今後、葛城市の方向として、そういうふうな太陽光パネル等、新エネルギーに関して、地球温暖化に少しでも歯どめをかけられる、そういう政策について方向性を市として、私は示していただきたいと思います。その意味におきまして、市長の方から答弁願いたいと思います。

朝岡副議長 市長。

山下市長 阿古議員からパート11ということで、長い間議論させていただいて、1つの出口を共通点として見出してきて、来年度から実施をさせていただくわけでございますけれども、この間いろいろな議論の中で市が市の施設の上にとかいろいろなことをさまざま検討してまいりました。今の状況の中でどういうことができるのか、また新しいシステム等も最近はできてきているようでございますけれども、小水力発電やいろいろなものを組み合わせながら、葛城市としてどういうことができるのか、今後検討してまいりたいと思いますし、また阿古議員を初め皆さん方からいろいろご提案、ご提言をいただきながら、こちらも勉強させていただいてよりよい方向に向くように、葛城市全域で一丸となって取り組んでいけるようなものを目指して努力をしてまいりたいというふうに思っております。

朝岡副議長 阿古君。

阿古議員 ありがとうございます。

あくまで、今回、家庭用の太陽光パネル設置についての補助金が、葛城市で制度として確立していただけるという話は、立派やと思っております。これから2歩、3歩、僕は補助金制度を拡大しろとは言っていないんです。そういう方向性を市として進めていただきたいということを、改めて希望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

朝岡副議長 これで、阿古和彦君の発言を終結いたします。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡副議長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、あす12日、午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集をお願いいたします。

それでは、本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後3時18分